雲南市地域防災計画

［ 風水害等対策編・震災対策編 ］

（ 資 料 編 ）

平成30年5月改訂

島根県　雲南市

雲南市地域防災計画　資料編　目次

資　　料　　名	ページ
○気象観測所配置図	P　1
○松江気象台観測資料	P　2
○各地点における平均気温及び降水量集計表	P　3
○県内で発生した大きな災害の概要	P　4
○過去5年間の災害（平成24年～平成28年）	P　7
○斐伊川洪水予報伝達系統図	P　9
○斐伊川洪水予報様式	P 10
○水害予防施設（ダム）	P 12
○土砂災害の危険性のある個所数	P 13
○農業用ため池について	P 14
○異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準について	P 15
○島根県内雪害関係諸施設について	P 16
○雲南消防職員数及び消防署所有消防力について	P 17
○雲南市消防団の団員数及び車両数について	P 18
○雲南市職員並びに教育職員数及び教育機関に在籍する生徒数について	P 19
○雲南市指定避難所一覧	P 20
○雲南市福祉避難所一覧	P 22
○雲南市内要配慮者施設一覧（浸水想定区域・土砂災害警戒区域・所在地・連絡先）／福祉関連施設	P 23
○雲南市内要配慮者施設一覧（浸水想定区域・土砂災害警戒区域・所在地・連絡先）／教育関連施設	P 24
○避難路（経路）一覧	P 25
○仮設住宅建設候補地一覧	P 26
○雲南市の給食施設について	P 27
○雲南市防災備蓄品一覧	P 28
○島根県内製パン業者一覧	P 30
○島根県内の主な病院施設について	P 32
○島根県内場外離着陸場一覧	P 35
○災害時の相互応援協定に関する協定書 （協定先：島根県内市町村）	P 37
○山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定 （協定先：鳥取県4市、島根県8市）	P 39
○全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書 （協定先：さくらサミット加盟自治体 9市4町）	P 41
○雲南市・豊明市　災害時等相互応援に関する協定書 （協定先：愛知県豊明市）	P 45
○災害時における情報交換に関する協定書 （協定先：国土交通省 中国地方整備局）	P 47
○災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書 （協定先：「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」本部　島根県社会福祉協議会）	P 48

資　　料　　名	ページ
○災害時における飲料水の無償提供に関する協定書 （協定先：ダイドードリンコ株式会社）	P 52
○災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書 （協定先：株式会社Aコープ中国）	P 54
○災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書 （協定先：株式会社みしまや）	P 58
○災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定 （協定先：生活協同組合しまね）	P 62
○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書 （協定先：西日本電信電話株式会社島根支店）	P 70
○災害時における応急対策業務に関する協定書 （協定先：雲南市建設業協会）	P 72
○災害時における公共施設等の応急対策に関する協定書 （協定先：雲南市建築業協会）	P 82
○災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書 （協定先：雲南市水道協会）	P 86
○災害時における緊急・救援輸送に関する協定書 （協定先：社団法人島根県トラック協会雲南支部）	P 90
○災害時における被災建築物の危険度判定に関する協定書 （協定先：社団法人島根県建築士会雲南支部）	P 94
○災害時における施設使用に関する協定書 （協定先：株式会社日本アライアンス）	P 96
○災害時における施設使用に関する協定書 （協定先：島根イーグル株式会社）	P 98
○災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 （協定先：市内福祉避難所 １９施設）	P 100
○災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書 （協定先：一般社団法人島根県LPガス協会、島根県LPガス協会雲南支部）	P 103
○災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い （協定先：中国電力株式会社出雲営業所）	P 108
○災害時における地図製品等の供給等に関する協定 （協定先：（株）ゼンリン中国エリア統括部、（株）ゼンリン山陰）	P 110
○災害時における雲南市内郵便局の協力に関する協定 （協定先：代表　日本郵便株式会社　日登郵便局、代表　日本郵便株式会社　松江中央郵便局）	P 112
○雲南市防災会議条例	P 114
○雲南市防災会議運営要綱	P 116
○雲南市災害対策本部条例	P 118
○雲南市新型インフルエンザ等対策本部条例	P 119

（1）既往気象資料

ア　気象観測所配置図

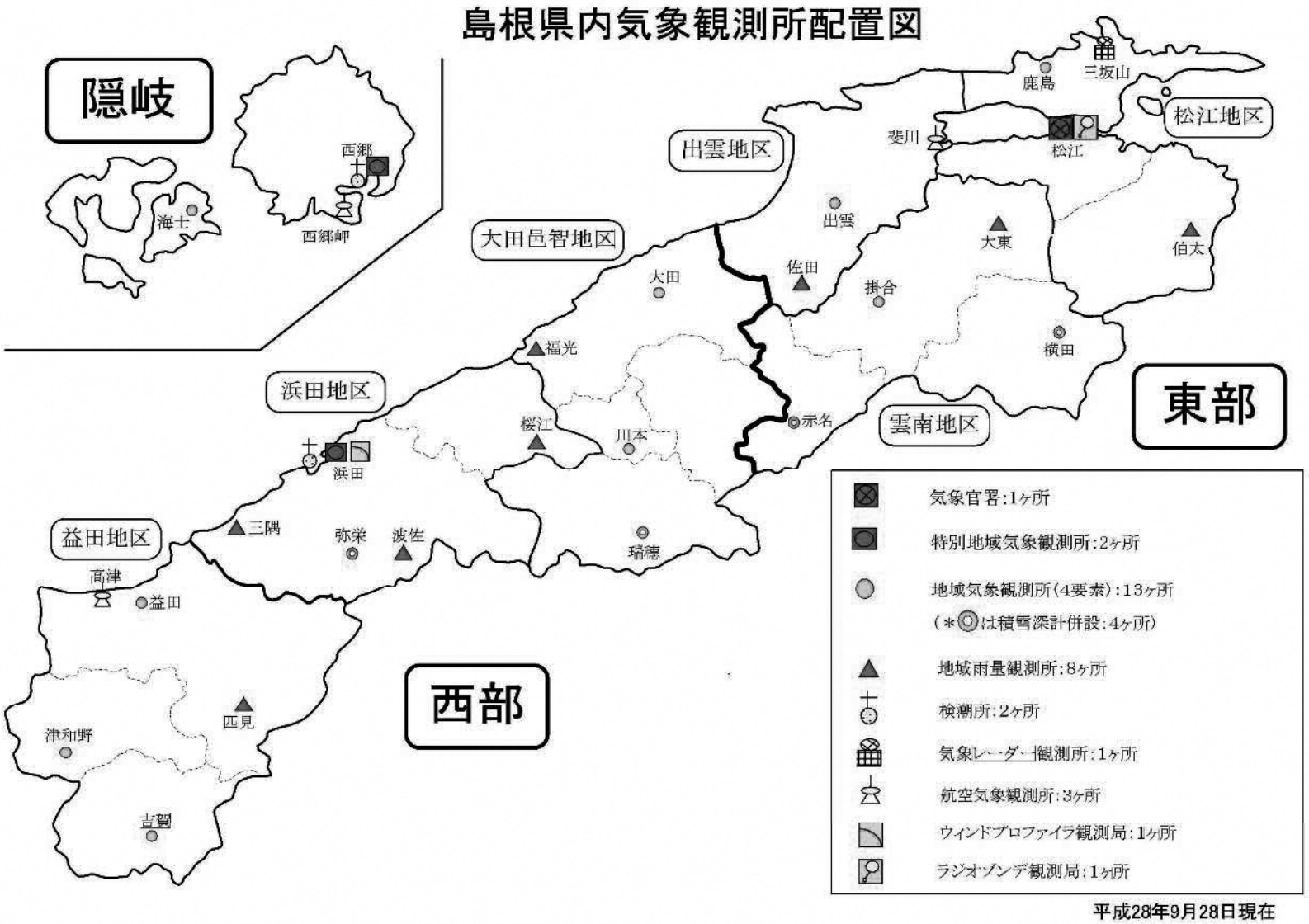

平成28年9月28日現在

○気象観測所資料

(1)平均気温(℃)　　松江地方気象台

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
2006	4.1	4.7	7.0	12.0	17.4	21.4	24.9	28.3	21.8	18.4	12.7	7.0	15.0
2007	5.4	6.9	8.4	12.8	18.2	21.9	23.6	28.3	24.9	18.1	11.8	8.1	15.7
2008	4.5	3.2	8.4	13.1	17.5	20.6	27.3	26.7	23.1	18.1	11.7	7.4	15.1
2009	3.9	6.8	8.6	13.4	17.7	21.6	24.7	25.2	22.0	17.1	11.7	7.1	15.0
2010	4.8	6.2	8.0	11.5	16.9	22.0	26.4	29.3	24.9	18.0	11.0	6.9	15.5
2011	2.0	5.3	6.0	11.9	17.8	22.8	26.3	27.2	23.2	17.6	14.1	6.2	15.0
2012	4.1	3.1	7.6	13.9	17.6	21.5	26.7	28.7	24.0	17.2	11.2	5.0	15.1
2013	3.5	4.9	9.4	11.9	18.0	22.8	27.5	28.2	22.9	18.6	11.3	6.1	15.4
2014	4.6	4.7	8.5	13.0	18.5	22.1	25.9	25.3	22.1	17.0	12.4	5.2	14.9
2015	5.1	5.4	8.3	13.8	19.4	21.5	25.5	26.1	21.4	16.8	13.3	8.2	15.4
10年平均	4.2	5.1	8.0	12.7	17.9	21.8	25.9	27.3	23.0	17.7	12.1	6.7	15.2

(2)降水量(mm)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
2006	107.5	126.5	175.0	124.5	188.0	145.0	562.0	22.5	98.5	94.5	138.5	103.0	1885.5
2007	132.5	86.0	107.0	49.5	85.5	188.0	308.5	205.0	91.5	119.0	35.0	84.5)	1492.0
2008	150.0	165.5	149.5	140.5	124.5	209.5	39.5	104.5	63.5	48.0	127.5	155.0	1477.5
2009	243.0	101.0	91.0	127.0	47.5	218.0	318.0	45.0	56.5	89.0	180.5	98.5	1615.0
2010	103.5	137.5	188.0	163.0	151.5	100.5	286.0	68.5	123.5	170.0	95.5	269.5	1857.0
2011	183.0	109.0	114.0	105.5	375.5	141.0	238.5	75.0	282.0	74.5	63.5	214.0	1975.5
2012	171.5	96.0	172.0	78.5	64.5	109.0	155.0	147.0	197.5	83.5	144.5)	142.5	1561.5
2013	102.5	77.0	69.5	154.0	51.5	178.0	262.0	248.5	262.0	280.5	148.0	201.5	2035.0
2014	209.5	108.0	187.0	82.5	68.0	118.5	155.5	294.5	51.0	251.5	128.0	164.5	1818.5
2015	173.0	84.5	111.5	184.5	65.0	154.0	133.5	106.0	231.0	56.5	227.0	179.5	1706.0
10年平均	157.6	109.1	136.5	121.0	122.2	156.2	245.9	131.7	145.7	126.7	128.8	161.3	1742.4

(3)極値表(松江観測所)

観測所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日
最高気温 (℃)	20.6 2002. 1.15	24.7 1954. 2.27	26.4 2010. 3.20	30.7 1978. 4.15	31.9 1962. 5.22	34.4 2013. 6.12	37.0 1994. 7.31	38.5 1994. 8. 1	36.1 2010. 9. 5	32.1 2005.10. 1	26.8 1940.11. 6	22.6 2016.12. 22
最低気温 (℃)	−6.9 1970. 1.20	−8.7 1977. 2.19	−4.7 1977. 3. 5	−2.1 1945. 4. 7	2.4 1965. 5. 1	7.8 1942. 6. 2	12.9 1966. 7. 4	15.3 1968. 8.31	7.9 1987. 9.28	1.6 1942.10.26	−2.4 1947.11.28	−7.5 1967.12.31
最大風速 (m/s)	20.7 WSW 1958. 1.21	18.7 W 1953. 2. 15	23.2WSW 1952. 3.23	22.2 WSW 1974. 4.21	20.5 WSW 1956. 5.11	20.4 NE 1997. 6.28	18.3 W 1940. 7. 24	24.5 W 1956. 8.17	28.5 W 1991. 9.27	26.5 NE 1951.10.15	19.0 W 1942.11.27	21.9 W 1956.12. 5
1時間降水量 の最大値(mm)	10.8 1957. 1. 9	19 2004. 2.22	27 2007. 3.31	18 1974. 4. 7	26 1980. 5.15	45.4 1958. 6.28	69 2013.7.15	77.9 1944. 8.25	75 2012. 9.15	34 1998.10.17	27.7 1950.11. 4	19 1964.12.27

※統計期間 気　　温:松江　1940年7月～2016年12月31日
風向風速:松江　1979年11月～2016年12月31日
降 水 量: 松江　1940年7月～2016年12月31日

記号の説明
値):準正常値　品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。

（4）2016年平均気温年集計表（℃）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
121	斐　川	4.5	5.2	8.9	14.3	18.8	22.4	26.6	27.0	23.1	18.2	11.9)	8.3	15.8
132	松　江	4.8	5.5	9.0	14.4	19.1	22.3	26.7	27.2	23.3	18.5	12.2	8.3	15.9
156	出　雲	5.1	5.6	8.6	13.9	18.2	21.8	25.9	26.5	22.7	17.7	11.9	8.5	15.5
246	大　田	4.9	5.7)	9.1	14.5	18.6	22.2	26.3	26.8	23.2	18.2	12.1	8.8	15.9
261	掛　合	2.6	3.5	7.3	13.4	18.1	21.3	25.4	25.0	21.6	16.5	10.2	6.7	14.3
276	横　田	0.7	1.7	5.8	12.4	17.1	20.3	24.4	24.2	21.0	15.7	8.8	4.7	13.1
306	赤　名	0.4	1.0	5.3	11.8	16.4	19.5	23.5	23.6	20.5	15.0	8.1	4.3	12.5

（5）2016年降水量年集計表（℃）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
121	斐 川	143.5	155.0	59.5	158.5	98.5	152.0	73.0	171.0	288.0	107.0	115.0)	213.5	1734.5
132	松 江	180.0	167.5	62.0	146.5	92.0	166.0	77.0	140.5	293.0	103.5	120.0	252.0	1800.0
156	出 雲	168.5	175.5	72.5	163.5	99.5	152.5	60.0	163.0	299.5	120.0	93.5	219.5	1787.5
166	大 東	188.0	186.0	73.5	123.5	84.0	167.0	119.5	146.5	336.5	108.5	114.0	223.0	1870.0
206	佐 田	215.0	202.5	72.0	172.0	91.5	174.5	139.5	228.5	320.0	137.0	107.0	207.5	2067.0
261	掛 合	236.5	186.5	62.5	158.5	81.0	187.5	170.0	210.5	371.0	122.0	104.5	207.5	2098.0
276	横 田	199.0	146.0	65.0	122.5	88.0	229.0	196.0	103.0	405.0	112.5	83.5	195.0	1944.5

記号の説明

値 ）　:統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合（準正常値）

値 ］　:統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲を超えて欠けている場合（資料不足値）

◎過去の災害

○県内で発生した大きな災害の概要

梅雨

昭和47年７月豪雨（７月９日～14日）

日本海まで北上していた梅雨前線が、低気圧の東進とともに瀬戸内まで南下し、次第に活動が活発となった。また、台風第６、８号が南海上にあって前線を刺激した。

このため島根県は９日から14日まで断続的に雨となり、総降水量は、三隅の709㎜（この値は、年間総降水量の1/3以上に相当する）を最高に、県内一部地域を除いてほとんどの地域で500㎜を超える豪雨となった。特に被害の大きい地域は益田・浜田周辺、江の川流域、80年来といわれる宍道湖の氾濫による松江市とその周辺市町村に集中した。

昭和58年７月豪雨（７月19日～23日）

いったん日本海まで北上していた梅雨前線が、前線上の低気圧が東進したのに伴い、山陰沿岸まで南下して活動が活発となった。特に23日未明から明け方にかけて、益田から三隅、浜田及び弥栄にかけての地域では猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂崩れ等による甚大な被害を受けた。

総降水量は益田、三隅方面で600㎜以上、波佐方面が600㎜位、その他県西部・中部で300～500㎜、県南西部・東部では250㎜以下であった。特に浜田、三隅、弥栄等で被害が大きかったのは、23日の未明から明け方にかけての比較的短時間に激しい雨が降ったことと、数日来の先行降雨で、地盤がすでに大量の水分を含んでいたことが原因である。

昭和63年梅雨前線による島根県の大雨（昭和63年７月13日～15日）

日本海中部まで北上していた梅雨前線が、オホーツク海高気圧の強まりに伴い、10日頃から南下し始め、13日県東部で雨足が強まり、日降水量は、松江220㎜、伯太114㎜で、その他県東部で50～100㎜を記録した。14日には隠岐地方で大雨となり、日降水量は海士241㎜、西郷204㎜を記録した。15日には県西部を中心に大雨となり、特に浜田は、１時から７時までの降水量が342㎜と58年豪雨以来の大雨となった。

総降水量は浜田で400㎜を超え、桜江では300㎜、隠岐地方、県中部、松江で200㎜を超えたが、県南西部では50㎜に満たなかった。

平成18年7月豪雨（平成18年7月15日～21日）

日本海に停滞していた梅雨前線が16日から19日にかけて山陰沿岸まで南下して停滞し、活動が活発となった。このため、17日早朝と18日夜から19日朝にかけて、隠岐、東部を中心に猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂災害等の甚大な災害が発生した。特に被害の大きかった地域は、神戸川が氾濫した出雲市、昭和47年7月豪雨以来の宍道湖の水位上昇により市街地が浸水した松江市などであった。

総降水量は、海士町で482㎜を観測したほか、東部や大田邑智地区で400㎜を超えた。また、１時間降水量は、17日06時の解析雨量では出雲市で約100㎜を観測した。

梅雨	**平成25年7月梅雨前線および大気不安定による大雨（7月28日）** 7月28日は、太平洋高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が対馬海峡付近から島根県西部に流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、津和野町を中心に猛烈な雨が降った。アメダス津和野では、28日の日降水量381.0㎜、04時44分までの1時間降水量91.5㎜を観測し、1日の降水量、1時間降水量とも観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった。 このため、津和野町では、河川の氾濫による住家流出、床上浸水、床下浸水など大きな被害が発生した。
	平成25年8月大雨（8月23日～8月25日） 23日から25日にかけて、西日本をゆっくり南下した前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込んで、大気の状態が非常に不安定となった。このため、23日08時から25日15時までの総降水量が、江津市桜江で474.0㎜、浜田市で382.0㎜になるなど、西部を中心に記録的な大雨となった。 江津市桜江では、最大1時間降水量92.5㎜、最大3時間降水量201.0㎜、最大24時間降水量413.5㎜を観測し、いずれも通年の1位の値を更新した。 このため、県西部では、住家の全壊、床上浸水、床下浸水などの大きな被害が発生した。
	昭和63年梅雨前線による島根県の大雨（昭和63年７月13日～15日） 日本海中部まで北上していた梅雨前線が、オホーツク海高気圧の強まりに伴い、10日頃から南下し始め、13日県東部で雨足が強まり、日降水量は、松江220㎜、伯太114㎜で、その他県東部で50～100㎜を記録した。14日には隠岐地方で大雨となり、日降水量は海士241㎜、西郷204㎜を記録した。15日には県西部を中心に大雨となり、特に浜田は、１時から７時までの降水量が342㎜と58年豪雨以来の大雨となった。 総降水量は浜田で400㎜を超え、桜江では300㎜、隠岐地方、県中部、松江で200㎜を超えたが、県南西部では50㎜に満たなかった。
	平成29年7月梅雨前線及び台風第３号による大雨（7月4日～7月5日） **梅雨前線が日本海からゆっくりと南下し、西日本に停滞した。この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となった。このため、４日夜から５日朝にかけて記録的な大雨となり、５日05時55分に浜田市、益田市、邑南町、津和野町に大雨特別警報が発表された。** **降り始めの４日18時から５日24時までの総降水量は、浜田市波佐で353.5㎜、浜田市弥栄で341.0㎜を観測した。また、期間中浜田市弥栄で日降水量288.0㎜、日最大１時間降水量63.0㎜、浜田市波佐で日最大1時間降水量82.0㎜、日最大10分間降水量18.5㎜を観測し、いずれも７月としては１位の値を更新した。この大雨により県西部で、人的被害軽傷1人や、住家被害半壊1棟、一部損壊3棟、床上浸水13棟、床下浸水51棟の被害が発生した。**

台風	**平成３年９月台風第17号（雨台風）** ９月10日９時にマリアナ諸島近海で発生した熱帯低気圧は、北西に進みながら次第に発達し、11日15時に沖の鳥島付近で台風第17号となった。島根県では、13日から北上してきた秋雨前線の影響で弱い雨が降っていたが、14日に台風が山陰沿岸を通過する際、隠岐地方を中心に激しい雨が降った。この時の西郷の日降水量236㎜は、1939年西郷測候所開設以来第１位で、西郷町をはじめ五箇村、海士町、西ノ島町で床上・床下浸水があった。 **平成３年９月台風第19号（風台風）** ９月13日９時にマーシャル諸島の東で発生した熱帯低気圧は、西に進みながら次第に発達し、16日９時にマーシャル諸島の西で台風第19号となった。台風は、非常に強い勢力を保ちながら北上し、27日16時過ぎに佐世保市の南に上陸した時でも、中心気圧940hPa、中心付近の最大風速は50ｍ/ｓ、風速25ｍ/ｓ以上の暴風半径が300㎞、15ｍ/ｓ以上の強風半径が600㎞と、大型で非常に強い勢力を保っていた。当県では27日午前中、県西部で10～20㎜のやや強い時間雨量を記録していたが、10時頃にはいったん小康状態となり、風もまだ弱い状態であった。しかし、台風が19時前に萩市付近を通過する頃から次第に風が強まり、台風が山陰沿岸を通過し、東寄りから南西方向に風向が変わった夜遅くには、県内で20ｍ/ｓ以上の暴風となった。最大瞬間風速は、県内気象官署で軒並み観測史上最大を記録し、松江56.5ｍ/ｓ、浜田48.9ｍ/ｓ、西郷50.6ｍ/ｓを観測した。ただ、台風の移動が速かったので、強風の時間はあまり長く続かなかった。この風で死者１名、負傷者102名の人的被害があり、建築物及び農作物にも甚大な被害を与えた。降水量は津和野・六日市で120㎜を超えたが、雨による直接の被害はなかった。

○過去5年間の災害（平成24年～平成28年）

（一般的な災害）　　資料：島根県防災危機管理課

年別	発生年月	種別	雨量(㎜)	最大風速(m/s)	被害概要						主たる被害地
					人的被害(人)		住家の被害(棟)			被害総額(千円)	
					死亡 行方不明	負傷者	全壊(流失)	半壊 一部破損	浸水		
24	4.3～4.6	暴風		浜田 25.1m/s 西郷岬 27.1m/s		重傷 3 軽傷 5		一部破損 6		906,827	浜田市 出雲市 大田市 江津市
	4.21	強風		高津 18.6m/s		重傷 1 軽傷 3				21,608	浜田市 益田市
	7.6	大雨	桜江 139.5㎜/日 佐田 126.5㎜/日					一部破損 2	床下 27	2,016,416	出雲市 大田市 雲南市 奥出雲町 飯南町
	9.15～9.19	大雨	松江 92.05㎜/日						床上 1 床下 2	6,425	松江市 安来市
25	6.18～6.21	大雨	弥栄 219.0mm/日 高津 204.0mm/日						床下 1	123,997	江津市
	7.15	大雨	赤名 128.5mm/日 伯太 120.0mm/日						床上 3 床下 52	493,709	松江市 安来市
	7.28～7.29	大雨	津和野 381.0mm/日 吉賀 236.5mm/日		行方不明 1	重傷 1	全壊 5	半壊 8	床上 6 床下 98	5,976,673	益田市 津和野町 吉賀町
	7.30～7.31	大雨	桜江 149.0mm/日 大田 121.5mm/日					一部破損 2	床上 3 床下 35	462,145	大田市 江津市 邑南町
	8.1～8.2	大雨	赤名 141.0mm/日 福光 95.5mm/日					一部破損 1	床上 5 床下 23	898,938	大田市 飯南町 川本町 美郷町
	8.23～8.25	大雨	桜江 386.0mm/日 浜田 253.5mm/日		死亡 1		全壊 9	半壊 43 一部損壊 43	床上 115 床下 693	14,341,161	浜田市 益田市 大田市 江津市 邑南町
	9.3～9.4	大雨	西郷 84.0mm/日 波佐 74.5mm/日						床下 3	384,716	出雲市 江津市
	10.15～10.1	台風	横田 40.0mm/日 波佐 38.5mm/日	斐川 18.7m/s		軽傷 1		一部破損 3		4,742	益田市 安来市 邑南町

年別	発生年月	種別	雨量(㎜)	最大風速(m/s)	被害概要						主たる被害地
					人的被害(人)		住家の被害(棟)			被害総額(千円)	
					死亡 行方不明	負傷者	全壊 (流失)	半壊 一部破損	浸水		
26	6.12～6.13	大雨	弥栄 90.5mm/日						床下 1	6,357	出雲市
	8.5～8.7	大雨	横田 131.5mm/日		死亡 1				床下 2	88,890	奥出雲町
	9.6	大雨	川本 61.05mm/日						床下 2	17,000	飯南町
	10.13	台風	西郷 109.5mm/日	斐川 20.8m/s		軽傷 1				127,009	津和野町
	12.5～12.6	大雪	赤名 54cm/日					一部損壊 1		202,595	江津市
27	8.13	大雨	横田 99.5mm/日						床下 1	23,021	奥出雲町
	8.25	台風第15号	吉賀 146mm/日 弥栄 104mm/日 匹見 106mm/日	浜田 20.9m/s 西郷 21.9m/s 高津 18.2m/s				一部破損 4	床下 1	81,046	浜田市 益田市 吉賀町 飯南町
28	1.23	大雪	赤名 76cm 瑞穂 57cm 弥栄 44cm		死亡 1	軽傷 3		一部破損 4		337,260	浜田市 益田市 安来市 飯南町
	4.16～4.17	強風		西郷 20.9m/s 西郷岬 24.4m/s				一部破損 3		53,296	益田市 邑南町 浜田市
	5.4	強風		松江 19.7m/s 斐川 21.0m/s	死亡 1			一部破損 3		77,880	浜田市 出雲市 邑南町
	7.3～7.5	大雨	西郷 84.5mm/日 福光 149.5mm/日				全壊 1	一部破損 3	床上 1 床下 40	2,810,778	大田市 江津市 川本町 美郷町
	7.11	大雨	横田 82mm/日						床下 1	64,267	奥出雲町
	8.31	高潮		西郷 16.2m/s 西郷岬 18.1m/s					床下 2	0	松江市 安来市
	9.8	大雨	浜田 106.5mm/日					一部破損 1		6,000	浜田市
	10.5	台風第18号		浜田 25.0m/s 西郷岬 26.1m/s				一部破損 2		167,532	出雲市 西ノ島町 隠岐の島町

５．斐伊川洪水予報伝達系統図

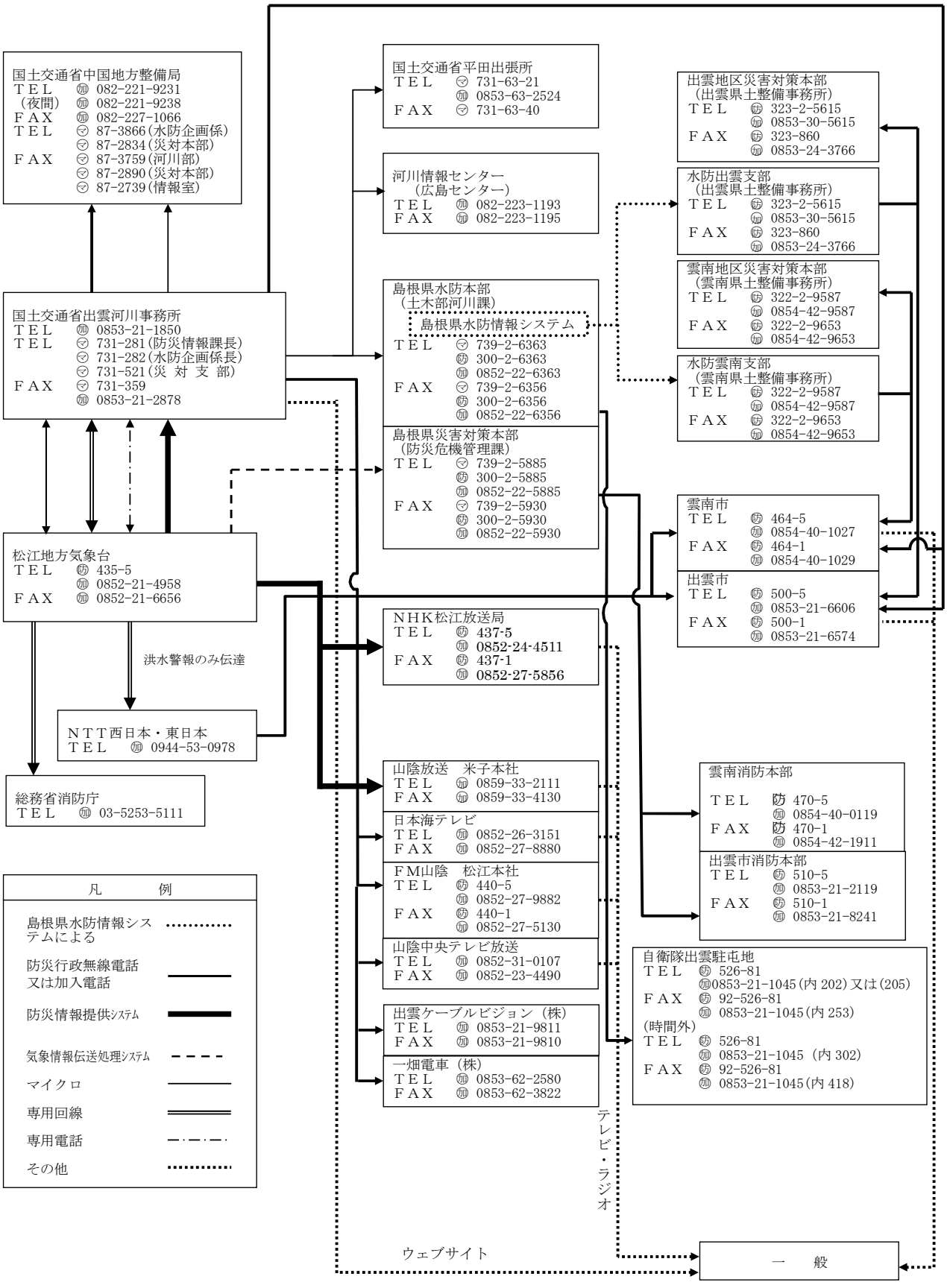

斐伊川洪水予報

発表者	→		第１受報者	→		第２受報者	→		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所 気象庁　松江地方気象台		機関名			機関名			機関名	

正規

斐伊川氾濫注意情報

斐伊川洪水予報第○号
洪水注意報（ 発表）
平成00年00月00日　00時00分
出雲河川事務所・松江地方気象台　共同発表

（見出し）

斐伊川では、氾濫注意水位（レベル２）に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

斐伊川の木次水位観測所（雲南市）では、00日00時00分頃に、「氾濫注意水位（レベル２）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

斐伊川の新伊萱水位観測所（雲南市）では、00日00時00分頃に、「氾濫注意水位（レベル２）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

斐伊川の上島水位観測所（出雲市）では、00日00時00分頃に、「氾濫注意水位（レベル２）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

斐伊川の大津水位観測所（出雲市）では、00日00時00分頃に、「氾濫注意水位（レベル２）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

斐伊川の灘分水位観測所（出雲市）では、00日00時00分頃に、「氾濫注意水位（レベル２）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで１時間に○○ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量の見込み
斐伊川流域	○○○　ミリ	○○○　ミリ

（水位）

斐伊川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m) 又は 流量(m3/s)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
木次 水位観測所 （雲南市木次町地区）	00 日00 時00 分の状況	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
新伊萱 水位観測所 （雲南市加茂町地区）	00 日00 時00 分の状況	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
上島 水位観測所 （出雲市上島町地区）	00 日00 時00 分の状況	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
大津 水位観測所 （出雲市大津町地区）	00 日00 時00 分の状況	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
灘分 水位観測所 （出雲市灘分町地区）	00 日00 時00 分の状況	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				
	00 日00 時00 分の予測	*** －				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）　　（単位：水位(m)）

観測所名	木次 水位観測所	新伊萱 水位観測所	上島 水位観測所
	雲南市	雲南市	出雲市
レベル４ 氾濫危険水位※	4.8	5.0	6.3
レベル３ 避難判断水位※	4.2	4.3	5.7
レベル２ 氾濫注意水位	3.5	3.4	4.0
レベル１ 水防団待機水位	2.5	2.5	2.9
受け持ち区間	左岸　斐伊川 熊谷大橋付近から三刀屋川合流点まで 右岸　熊谷大橋付近から三刀屋川合流点まで	左岸　斐伊川 三刀屋川合流点から森坂大橋付近まで 右岸　三刀屋川合流点から森坂大橋付近まで	左岸　斐伊川 森坂大橋付近から放水路分流堰まで 右岸　森坂大橋付近から放水路分流堰まで
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県雲南市木次町木次地区 島根県雲南市木次町新市地区 島根県雲南市木次町里方地区 島根県雲南市木次町下熊谷地区 島根県雲南市三刀屋町下熊谷地区	島根県雲南市加茂町神原地区 島根県雲南市三刀屋町伊萱地区 島根県出雲市○○地区	島根県出雲市○○地区

観測所名	大津 水位観測所	灘分 水位観測所	
	出雲市	出雲市	
レベル４ 氾濫危険水位※	3.2	3.6	
レベル３ 避難判断水位※	2.9	4.4	
レベル２ 氾濫注意水位	2.5	2.8	
レベル１ 水防団待機水位	1.6	2.0	
受け持ち区間	左岸　斐伊川 放水路分流堰から西代橋付近まで 右岸　放水路分流堰から西代橋付近まで	左岸　斐伊川 西代橋付近から宍道湖まで 右岸　西代橋付近から宍道湖まで	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県出雲市○○地区	島根県出雲市○○地区	

※避難判断水位、氾濫危険水位：　水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」　「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	Iモード：　http://i.river.go.jp/ スマホ：http://www.river.go.jp/s/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課　電話：0853-20-1764(内線)281
気象関係：気象庁 松江地方気象台　　電話：0852-21-4958

○水害予防（ダム）

区分＼ダム名		阿井川	三成	尾原	塩田
	管理	中国電力㈱	島根県（企業局）	国土交通省	雲南市
ダム	水系河川名	斐伊川水系阿井川	斐伊川水系斐伊川	斐伊川水系斐伊川	斐伊川水系金谷川
	位置	仁多郡奥出雲町河内	仁多郡奥出雲町三成	雲南市木次町平田	雲南市大東町
	種類	重力式越流型可動扉付コンクリートダム	アーチ式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	高さ（m）	21.70	42.00	90.00	39.70
	堤頂長（m）	96.00	109.72	440.80	88.00
	可動扉（種類・大きさ・門数）	鋼製ストニーゲート 高4.1m×巾14.0m 2門	ローラーゲート 高2.1m×巾5.1m 8門 高4.4m×巾4.7m 3門	コンジットゲート 2門 クレストゲート 2門	なし
	計画洪水量（㎥/sec）	380	710	2,500	—
	集水面積・流域面積（k㎡）	66.70	117.50	289.00	1.25
貯水池又は調整池	最高貯水位（標高 m）	209.00	292.91	216.50	311.90
	最低貯水位（標高 m）	202.00	285.61	174.00	295.30
	総貯水量（㎥）	1,084,767	3,438,000	60,800,000	311,833
	有効貯水量（㎥）	854,600	1,138,000	54,200,000	272,300
	湛水面積（㎡）	164,000	316,000	2,300,000	30,000
その他	竣工年月	昭和17年8月	昭和28年10月	平成24年3月	昭和63年
	目的	発電専用	砂防、発電	洪水調節、環境保全、水道用水	かんがい
	現状	良好	良好	良好	良好

資料：中国電力(株)（平成30年1月31日現在）
島根県企業局
国土交通省出雲河川事務所尾原ダム管理支所
雲南市かんがい用ダム管理規則

◎土砂災害の危険性のある個所数

資料:砂防課(平成30年1月31日)
農地整備課(平成30年1月31日)
森林整備課(平成30年1月31日)

○地すべり危険箇所

区分 / 市町村	国土交通省関係				農林水産省(耕地)関係				農林省(林地)関係				合計			
	危険箇所		法指定箇所		危険箇所		法指定箇所		危険箇所		法指定箇所		危険箇所		法指定箇所	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
雲南市	11	344.05	5	105.95	54	2,752.84	45	2,458.08	8	338.70	7	293.00	73	3,435.59	57	2,857.03
奥出雲町	5	148.81	3	63.70	18	506.00	6	269.08	0	0.00	0	0.00	23	654.81	9	332.78
飯南町	0	0.00	0	0.00	1	20.60	1	20.60	1	6.50	1	6.45	2	27.10	2	27.05
合計	16	492.86	8	169.65	73	3,279.44	52	2,747.76	9	345.20	8	299.45	98	4,117.50	68	3,216.86

○土石流危険渓流(土木関係)・崩壊土砂流出危険地区(農林関係)

資料:砂防課(平成30年1月31日)、森林整備課(平成30年1月31日)

区分 / 市町村	土木関係 危険箇所数	農林関係 危険度別箇所数			
		A	B	C	計
雲南市	312	40	125	580	745
奥出雲町	116	4	60	313	377
飯南町	63	5	32	132	169
合計	491	49	217	1,025	1,291

○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況

資料:砂防課(平成30年1月31日)

市町村名	旧市町村名	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
		急傾斜地	土石流	地すべり	合計	急傾斜地	土石流	地すべり	合計
雲南市	大東町	656	501	13	1,170				
	加茂町	181	71	8	260				
	木次町	311	209	11	531				
	三刀屋町	408	301	19	728				
	吉田村	259	204	4	467				
	掛合町	317	230	10	557				
奥出雲町	仁多町	574	466	20	1,060				
	横田町	440	354	3	797				
飯南町	頓原町	222	202	0	424				
	赤来町	247	262	1	510				
合計		3,615	2,800	89	6,504				

○農業用ため池について

① ため池数　　資料:農地整備課（平成30年1月31日現在）

市町村名	ため池総数(箇所)	警戒ため池数(箇所)
雲南市	387	10

②警戒ため池一覧

※警戒ため池：決壊した場合に甚大な被害が発生する、貯水量が概ね5,000㎥以上かつ被害想定家屋が概ね10戸以上の農業用ため池。（改修済みか否かを問わない）

資料：農地整備課（平成30年1月31日現在）

市町村名	ため池名称	所在地
雲南市	沢池	雲南市大東町山王寺1051
雲南市	大門	雲南市大東町山王寺675
雲南市	昭和	雲南市大東町山王寺678
雲南市	入道谷	雲南市大東町田中695-3
雲南市	鍋石	雲南市大東町畑鵯964
雲南市	東廻	雲南市加茂町加茂中316-1
雲南市	堀之内	雲南市木次町宇谷1427-1
雲南市	観音寺	雲南市木次町湯村観音寺
雲南市	沢田	雲南市吉田町川手254
雲南市	奥沢田	雲南市吉田町川手256

◎異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

○国土交通省関係(国道54号)

資料:松江国道事務所・浜田河川国道事務所(平成30年1月31日現在)

(交通量:平成27年度 道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表より)

路線名	担当事務所	規制区間			交通量(台/日)	通行規制基準(通行止条件)	危険内容
		区間	距離標	延長(km)			
国道54号	松江国道	飯石郡飯南町都加賀 ～雲南市掛合町入間	116.820 ～120.400km	4.1	3,800	連続雨量が230㎜に達したとき	落石沢崩れ
〃	〃	雲南市掛合町入間 ～〃掛合	122.200 ～128.400km	6.2	3,800	〃	落石沢崩れ
〃	〃	雲南市掛合町掛合 ～〃三刀屋町乙加宮	132.400 ～137.700km	5.3	3,800	〃	落石土砂崩落

○松江自動車道について

事象		NEXCO区間	直轄区間	
		宍道JCT～三刀屋木次IC	三刀屋木次IC～吉田掛合IC	吉田掛合IC以南
降雨	速度規制			
	通行止め	連続雨量150mm超過時	連続雨量150mm超過時	連続雨量200mm超過時
地震	速度規制			
	通行止め	計測震度4.5以上	震度5弱以上	
風	速度規制	15m/s以上(10分間平均風速)		
	通行止め	20m/s以上が継続し、必要と認められる場合	20m/s以上が継続し、必要と認められる場合	
霧	速度規制			
	通行止め	概ね視程距離が50m以下になった場合に巡回等で車両の通行が困難なことが確認された場合	概ね視程距離が50m以下になった場合に巡回等で車両の通行が困難なことが確認された場合	
降雪	速度規制			
	通行止め			

◎雪害予防

○雪害関係諸施設

資料：道路維持課（平成３０年１月３１日現在）

施設名	道路種別	路線名	市郡	町	箇所	延長（m）
ｽﾉｰｼｪｯﾄﾞ	国	２６１号	邑智郡	邑南町	鱒渕	177.0
ｽﾉｰｼｪｯﾄﾞ	国	１８６号	浜田市	金城町	長田	200.0
ｽﾉｰｼｪｯﾄﾞ	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	角井	117.0
ｽﾉｰｼｪｯﾄﾞ	一	美郷飯南線	邑智郡	美郷町	酒谷	160.0
ｽﾉｰｼｪｯﾄﾞ	国	４３２号	仁多郡	奥出雲町	上阿井	260.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	国	３１４号	雲南市	吉田町	深野	35.2
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	国	１８６号	浜田市	金城町	長田	200.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	国	１８６号	浜田市	金城町	長田	238.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	国	１８６号	浜田市	金城町	長田	398.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	主	安来木次線	安来市	広瀬町	奥田原	100.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	主	川本波多線	飯石郡	飯南町		80.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	主	川本波多線	雲南市	掛合町	波多	191.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	角井	48.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	主	浜田八重可部線	邑智郡	邑南町	市木	227.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	一	頓原八神線	飯石郡	飯南町	長谷	160.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	一	頓原八神線	飯石郡	飯南町	獅子	170.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	一	草野横田線	安来市	広瀬町		120.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	一	市木井原線	邑智郡	邑南町	市木	90.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	一	三次江津線	邑智郡	邑南町	日和	185.0
ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	角井	270.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	野井	54.0
雪崩防止柵	一	市木井原線	邑智郡	邑南町	市木	220.0
雪崩防止柵	一	市木井原線	邑智郡	邑南町	市木	90.0
雪崩防止柵	国	４３２号	仁多郡	奥出雲町	上阿井	116.0
雪崩防止柵	国	４３２号	仁多郡	奥出雲町	上阿井	320.0
雪崩防止柵	国	１９１号	益田市	匹見町	道川	40.0
雪崩防止柵	国	１９１号	益田市	匹見町	道川	40.0
雪崩防止柵	一	佐田八神線	出雲市	佐田町	大呂	146.0
雪崩防止柵	####	波佐匹見線	益田市	匹見町	道川	120.0
雪崩防止柵	国	１８４号	飯石郡	飯南町	角井	63.0
雪崩防止柵	国	１８４号	飯石郡	飯南町	下来島	77.0
雪崩防止柵	国	１８４号	飯石郡	飯南町	下来島	442.0
雪崩防止柵	国	１８４号	飯石郡	飯南町	下来島	25.0
雪崩防止柵	国	１８４号	飯石郡	飯南町	八神	140.0
雪崩防止柵	国	３１４号	仁多郡	奥出雲町	三成	128.0
雪崩防止柵	国	３１４号	仁多郡	奥出雲町	三森原	93.0
雪崩防止柵	国	１８６号	浜田市	金城町	長田	605.0
雪崩防止柵	国	１８６号	浜田市	金城町	登谷	132.0
雪崩防止柵	国	１８６号	浜田市	金城町	長田	85.0
雪崩防止柵	国	１８６号	浜田市	金城町	長田	85.0
雪崩防止柵	国	１８６号	浜田市	金城町	長田	80.0
雪崩防止柵	国	４８８号	益田市	匹見町	澄川	38.0
雪崩防止柵	国	４８８号	益田市	匹見町	広瀬	60.0
雪崩防止柵	国	１９１号	益田市	匹見町	道川	70.0
雪崩防止柵	国	１９１号	益田市	匹見町	道川	85.0
雪崩防止柵	主	安来伯太日南線	安来市	伯太町	峠之内	66.0
雪崩防止柵	主	玉湯吾妻山線	雲南市	大東町	川井	1907.0
雪崩防止柵	主	玉湯吾妻山線	雲南市	大東町	川井	45.0
雪崩防止柵	主	玉湯吾妻山線	雲南市	大東町	下久野	137.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	志津見	157.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	志津見	112.0
雪崩防止柵	主	安来木次線	雲南市	大東町	上久野	101.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	大田市	三瓶町	志学	57.0

施設名	道路種別	路線名	市郡	町	箇所	延長（m）
雪崩防止柵	主	川本波多線	大田市	三瓶町		51.0
雪崩防止柵	主	田所国府線	邑智郡	邑南町	上田所	123.0
雪崩防止柵	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	都川	20.0
雪崩防止柵	主	旭戸河内線	浜田市	旭町	市木	16.0
雪崩防止柵	一	吉田頓原線	飯石郡	飯南町	張戸	54.0
雪崩防止柵	一	吉田三刀屋線	雲南市	吉田町	吉田	305.0
雪崩防止柵	一	頓原八神線	飯石郡	飯南町	長谷	150.0
雪崩防止柵	一	頓原八神線	飯石郡	飯南町	長谷	170.0
雪崩防止柵	一	佐田八神線	飯石郡	飯南町	獅子	125.0
雪崩防止柵	一	佐田八神線	雲南市	掛合町	波多	225.0
雪崩防止柵	一	佐田八神線	雲南市	掛合町	波多	221.0
雪崩防止柵	一	窪田山口線	大田市	山口町	佐津目	104.0
雪崩防止柵	一	都川中野線	浜田市	旭町	都川	156.0
雪崩防止柵	一	波佐匹見線	益田市	匹見町	虫ヶ谷	178.0
雪崩防止柵	一	波佐匹見線	益田市	匹見町	道川	63.0
吹止め柵	国	１９１号	益田市	匹見町	道川	220.0
消雪工	国	２６１号	邑智郡	邑南町	鱒渕	2080.0
消雪工	国	３７５号	邑智郡	美郷町	粕淵	812.0
消雪工	主	川本波多線	雲南市	掛合町	波多	808.0
消雪工	主	三瓶山公園線	大田市	三瓶町	池田	1800.0
消雪工	主	三瓶山公園線	大田市	三瓶町	志学	1030.0
消雪工	主	三瓶山公園線	大田市	三瓶町	池の原	1640.0
消雪工	主	川本波多線	大田市	三瓶町	志学	288.0
消雪工	主	川本波多線	大田市	三瓶町		700.0
消雪工	主	大田佐田線	大田市	三瓶町	多根	1600.0
消雪工	主	横田多里線	仁多郡	奥出雲町	横田	100.0
消雪工	主	萩津和野線	鹿足郡	津和野町	寺田	180.0
消雪工	国	２６１号	邑智郡	邑南町	上田所	830.0
流雪溝	国	３１４号	仁多郡	奥出雲町	三成	300.0
流雪溝	国	３７５号	邑智郡	美郷町	浜原	1431.0
流雪溝	国	３７５号	邑智郡	美郷町	粕淵	500.0
流雪溝	主	玉湯吾妻山線	仁多郡	奥出雲町	三成	236.0
流雪溝	主	玉湯吾妻山線	仁多郡	奥出雲町	三成	1200.0
流雪溝	主	掛合上阿井線	仁多郡	奥出雲町	上阿井	550.0
流雪溝	主	仁摩邑南線	邑智郡	邑南町	八色石	319.0
流雪溝	主	仁摩邑南線	邑智郡	邑南町	高見	346.0
流雪溝	主	浜田作木線	邑智郡	邑南町	日貫	848.0
流雪溝	主	甲田作木線	邑智郡	邑南町	下口羽	370.0
流雪溝	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	今市	572.0
流雪溝	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	都川	780.0
流雪溝	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	市木	455.0
流雪溝	主	浜田作木線	浜田市	旭町	今市	270.0
流雪溝	主	萩津和野線	鹿足郡	津和野町	後田	773.0
流雪溝	主	吉賀匹見線	鹿足郡	吉賀町	七日市	515.0
流雪溝	主	草野横田線	安来市	広瀬町	西比田	310.0
流雪溝	主	草野横田線	安来市	広瀬町	西比田	170.0
流雪溝	一	吉田三刀屋線	雲南市	三刀屋町	三刀屋	3600.0
流雪溝	一	横田伯南線	仁多郡	奥出雲町	中村	224.0
流雪溝	一	草野横田線	仁多郡	奥出雲町	横田	310.0
流雪溝	一	草野横田線	仁多郡	奥出雲町	横田	1100.0
流雪溝	一	三刀屋佐田線	出雲市	佐田町	宮内	725.0
流雪溝	一	波佐匹見線	益田市	匹見町	道川	100.0

○消防職員状況

平成28年12月時点

階級 / 所属		合計	消防吏員						
			消防監	消防指令長	消防指令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
合　計		109	1	7	12	32	22	26	9
雲南消防本部	消防長	1	1						
	消防次長	1		1					
	消防総務課	5		1	1	1		1	1
	予防課	6		1	1	2	2		
	警防課	2(1)		(1)	2				
	通信指令課	11		1	2	4	2	1	1
消防署	雲南消防署	35		1	2	11	7	11	3
	奥出雲消防署	23		1	2	7	5	6	2
	飯南消防署	23		1	2	6	5	7	2
雲南広域連合総務課		1					1		
島根県航空隊派遣		1				1			

※(1)は、消防次長が警防課長及び雲南消防署長を兼務

※参照…平成28年(2016)版消防年報(雲南広域連合雲南消防本部)

○消防力の整備指針と現有消防力

平成27年12月時点

	区分	消防力の整備指針	現有消防力	充足率(%)
署数	消防署	3	3	100
車両	消防ポンプ自動車	6	6	100
	はしご付消防自動車	0	1 ※1	
	化学消防車 (消防ポンプ自動車1台を代替)	1	1 ※2	100
	救助工作車	3	2(3) ※3	100
	指揮車	3	3	100
	救急自動車	4	4	100
	非常用救急自動車	3	3 ※4	
	特殊車両 (資器材搬送車･広報車)	4	4 ※5	
人員	消防ポンプ自動車	78	81	64
	救助工作車	30		
	救急自動車	18		
	通信員	10	10	100
	予防要員	13	6 ※6	46
	庶務等人員	11	11	100
	合　計	160	102	64

消防力の整備指針(基準数)については、平成27年度消防施設整備実態調査による。

※1　はしご付消防自動車について管内の建物状況を勘案し配置したもの。

※2　化学消防車については、現有消防ポンプ自動車からラインプロポーショナーを用いて泡を放出することで、化学消防車に代えることができることを勘案したもの。

※3　救助工作車については。消防ポンプ自動車に分類される水槽付消防ポンプ救助工作車1台(救助機能を兼ね備えた車両)を加算し、(3)としたもの。

※4　非常用救急車については、稼働中の車両が故障した場合等に応じて配置したもの。

※5　特殊車両(資器材搬送車･広報車)については、火災の予防･鎮圧等のため、地域の実情に応じて配置したもの。

※6　予防要員の人員については、専任の数。

○雲南市消防団の団員数状況

平成30年4月1日時点

	本部	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
団長	1							1
副団長	2							2
団本部長	1							1
方面隊長		1	1	1	1	1	1	6
副方面隊長		1	1	1	1	1	1	6
本部長		1	1	1	1	1	1	6
副本部長		2	2	2	2	2	2	12
分団長		8	5	5	5	3	6	32
副分団長		16	5	10	6	4	6	47
部長		20	11	15	20	7	12	85
班長		59	22	45	42	15	19	202
団員		213	113	155	143	73	119	816
合計	**4**	**321**	**161**	**235**	**221**	**107**	**167**	**1,216**

○車両関係

平成30年4月1日時点

普通消防ポンプ自動車	指揮車	小型動力ポンプ		広報車	その他車両
		小型動力ポンプ付き積載車	車両に積載していないもの		
14	1	81	7	5	1

	本部	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
ポンプ自動車	0	2	1	3	2	3	3	14
小型ポンプ付積載車	0	16	10	18	19	6	12	81
合計	0	18	11	21	21	9	15	95

○雲南市職員及び教育職員数について(平成30年5月1日時点) ※雲南市・病院職員については4月1日時点

1. 雲南市職員

本庁	320
大東総合センター	19
加茂総合センター	13
木次総合センター	13
三刀屋総合センター	13
吉田総合センター	10
掛合総合センター	10
身体教育研究所うんなん	3
掛合診療所	6
幼稚園	5
保育所・こども園	59
派遣中職員	13
合計	484

2. 病院職員

雲南市立病院	262

3. 教育職員

(1)高等学校

	生徒数	教職員数
大東	307	41
三刀屋	422	51
三刀屋(掛合分校)	75	13
合計	804	105

(2)中学校

	生徒数	教職員数
大東	294	30
海潮	22	12
加茂	175	19
木次	196	28
三刀屋	178	22
吉田	29	13
掛合	72	16
合計	966	140

(3)小学校

	児童数	教職員数
大東	220	22
西	166	18
佐世	82	14
阿用	46	11
海潮	67	15
加茂	280	23
木次	217	22
斐伊	149	15
寺領	57	11
西日登	32	9
三刀屋	282	23
鍋山	49	10
吉田	29	11
田井	15	11
掛合	126	17
合計	1,817	232

(4)幼稚園・こども園

	児童数	教職員数
大東	36	6
西	31	3
佐世	13	3
海潮	14	3
加茂	23	14
木次	22	7
斐伊	39	6
寺領	14	3
西日登	6	4
三刀屋	45	6
鍋山	8	4
合計	251	59

雲南市　指定避難所一覧

2018.4.1現在

番号	町名	地区名	施設名称	所在地	電話番号	災害適用性の判定		
						地震	水害	土砂災害
1	大東	大東	大東小学校	大東町田中43-4	43-6330	○	○	○
2			大東保育園	大東町大東1663	43-6132	○	○	○
3			大東体育文化センター	大東町大東1405	(有)2224-02	△	○	△
4			大東公園体育館	大東町大東1094	43-5511	△	○	○
5			大東高等学校	大東町大東637	43-2511	○	○	△
6		春殖	大東中学校	大東町養賀967	43-2107	○	○	△
7		幡屋	西小学校	大東町仁和寺2435-11	43-2801	○	○	△
8		佐世	佐世小学校	大東町上佐世1394-1	43-2816	○	○	○
9		阿用	阿用小学校	大東町東阿用109	43-2734	○	○	○
10		久野	旧久野小学校	大東町上久野44-1	47-0047	○	○	○
11		海潮	海潮中学校	大東町南村268	43-2271	○	○	△
12		塩田	旧塩田小学校	大東町塩田96-1	47-0012	○	○	△
13	加茂	加茂	加茂小学校	加茂町加茂中1031	49-7038	○	○	△
14			加茂総合センター	加茂町加茂中972-5	49-8600	○	○	○
15			加茂文化ホールラメール	加茂町宇治303	49-8500	○	○	○
16			かもてらす	加茂町宇治328	49-9431	○	○	○
17			加茂中学校	加茂町神原1262	49-7103	○	○	○
18			加茂B&G海洋センター	加茂町宇治228-1	49-7100	○	○	○
19			加茂こども園	加茂町宇治238	49-6760	○	○	△
20	木次	木次	木次小学校	木次町木次1001-1	42-1113	○	△	○
21			勤労青少年ホーム	木次町木次1012-1	42-5211	△	△	○
22			八日市交流センター	木次町木次299-1	42-2469	○	○	△
23			三新塔交流センター	木次町木次446-2	42-2574	○	△	△
24			チェリヴァホール	木次町里方55	42-1155	○	△	△
25			木次体育館	木次町新市409	42-0375	△	○	○
26			木次中学校	木次町新市421	42-1411	○	○	△
27			高齢者コミュニティセンター	木次町新市3	42-9080	△	○	○
28			木次総合センター	木次町新市379	40-1080	○	○	△
29			下熊谷交流センター	木次町下熊谷1096-1	42-5351	○	△	○
30		斐伊	斐伊小学校	木次町里方1064	42-0348	○	○	△
31			斐伊体育館	木次町里方917	42-1156	○	－	○
32			斐伊交流センター	木次町里方912	42-1636	△	－	○
33			雲南消防本部	木次町里方1100-6	40-0119	○	○	○
34		日登	日登交流センター	木次町寺領526-3	42-0238	△	○	△
35			寺領小学校	木次町寺領612	42-0529	○	○	△
36		西日登	西日登交流センター	木次町西日登990-1	42-1037	○	○	○
37			西日登小学校	木次町西日登985	42-0740	○	○	△
38		温泉	木次町郷土文化保存伝習施設	木次町湯村344-2	48-0140	○	○	△
39			温泉交流センター	木次町平田799-3	48-0077	○	○	△
40			旧温泉小学校	木次町平田506	48-0007	○	○	○

雲南市　指定避難所一覧

2018.4.1現在

番号	町名	地区名	施設名称	所在地	電話番号	災害適用性の判定		
						地震	水害	土砂災害
41	三刀屋	三刀屋	三刀屋中学校	三刀屋町三刀屋394	45-2421	○	○	○
42			三刀屋交流センター	三刀屋町三刀屋144-1	45-5531	○	△	○
43		一宮	三刀屋文化体育館アスパル	三刀屋町古城1-1	45-9222	○	△	○
44			一宮交流センター	三刀屋町給下764	45-2544	△	○	△
45			三刀屋小学校	三刀屋町給下1007-1	45-2324	○	○	△
46		飯石	旧飯石小学校	三刀屋町多久和528	45-2914	○	○	△
47			飯石交流センター	三刀屋町多久和516-2	45-4224	○	○	△
48		鍋山	鍋山小学校	三刀屋町乙加宮1231	45-2824	○	○	△
49			鍋山交流センター	三刀屋町乙加宮1208-	45-4241	○	○	△
50		中野	旧中野小学校	三刀屋町中野380	45-2924	○	○	△
51			中野交流センター	三刀屋町中野375-2	45-2795	○	○	△
52	吉田	吉田	吉田総合センター	吉田町吉田1066	74-0211	△	○	△
53			吉田健康福祉センター	吉田町吉田1066	74-0211	○	○	△
54			吉田勤労者体育センター	吉田町吉田1061-2	74-0736	△	○	△
55			吉田小学校	吉田町吉田1060-1	74-0017	○	○	△
56			吉田中学校	吉田町吉田1080-4	74-0140	○	○	△
57			吉田交流センター	吉田町吉田1061-1	74-0219	○	○	△
58		田井	田井交流センター	吉田町深野61-4	75-0311	○	○	○
59			田井小学校	吉田町深野90-1	75-0009	○	○	△
60	掛合	掛合	掛合中学校	掛合町掛合2136	62-0059	○	○	○
61			掛合小学校	掛合町掛合2237-1	62-9800	○	○	△
62			掛合体育館	掛合町掛合2125-3	62-0013	△	○	○
63			道の駅交流の館	掛合町掛合1788-4	62-1700	○	○	○
64			掛合まめなかセンター	掛合町掛合821-1	62-0231	○	○	△
65		多根	多根交流センター	掛合町多根418-1	62-1610	○	○	△
66			クラシック島根カントリークラブ	掛合町多根3325-3	62-1561	○	○	○
67			島根イーグル株式会社	掛合町多根212-3	62-1581	○	○	△
68		松笠	松笠交流センター	掛合町松笠748-18	62-0411	○	○	○
69			掛合総合営農指導センター	掛合町松笠748-4	ー	○	○	○
66			クラシック島根カントリークラブ	掛合町多根3325-3	62-1561	○	○	○
70		波多	波多交流センター	掛合町波多459-1	64-0210	○	○	△
71		入間	入間交流センター	掛合町入間498-5	62-0403	○	○	△
72			穴見集会所	掛合町穴見299-1	62-0410	△	○	○

※　○適用性あり　△開設時安全性要確認

※　判定「○」は指定緊急避難場所を兼ねる

※　指定避難所とは、被害を受けた市民や被害を受けるおそれのある市民が避難する場所で、安全性が確され、かつ避難者を一時収容・保護し、一定期間生活することを想定した施設

雲南市　福祉避難所一覧

番号	町名	地区名	施設名称	所在地	電話番号	災害適用性の判定		
						地震	水害	土砂災害
1	大東	大東	大東町地域福祉センター	大東町大東1038	43-9215	○	○	○
2			大東健康福祉センター	大東町大東1038	43-6142	○	○	○
3		春殖	雲南市立病院ふれあい病棟	大東町飯田96-1	43-6870	○	○	△
4		幡屋	幡屋あおぞら	大東町仁和寺935-1	43-9555	○	○	○
5		阿用	とぎしの家	大東町東阿用83-1	43-3129	○	○	○
6			あおぞらの家	大東町東阿用83-1	43-3129	○	○	○
7		海潮	簸の上園	大東町中湯石88	43-3125	○	○	○
8	加茂	加茂	笑寿苑	加茂町加茂中915	49-9500	○	△	○
9			宇寿荘	加茂町加茂中928	49-7228	○	△	○
10			加茂の郷	加茂町南加茂706-4	49-8426	○	○	○
11	木次	斐伊	ケアセンター木次	木次町山方1111	42-3660	○	○	○
12		日登	さくら苑	木次町東日登345-1	42-4165	○	○	△
13	三刀屋	三刀屋	梅里苑	三刀屋町三刀屋1326-8	45-3737	○	○	△
14			平成記念病院	三刀屋町三刀屋1294-1	45-5111	○	○	△
15			三刀屋健康福祉センター	三刀屋町三刀屋1212-3	45-9888	○	△	△
16		中野	デイサービスセンターなかの	三刀屋町中野280-1	45-3955	○	○	△
17	吉田	吉田	とちのみ	吉田町吉田1043-8	74-9811	○	○	○
18		田井	ケアポートよしだ	吉田町深野84-6	75-0346	○	○	△
19	掛合	掛合	えがおの里	掛合町掛合853-1	62-1811	○	○	△
20			好老センター	掛合町掛合1310	62-0727	○	○	△
21		入間	入間ふれあいセンター	掛合町入間482-3	62-1061	○	○	○

※　○適用性あり　　△開設時安全性要確認

※　判定「○」は指定緊急避難場所を兼ねる

※　指定避難所とは、被害を受けた市民や被害を受けるおそれのある市民が避難する場所で、安全性が確保され、かつ避難者を一時収容・保護し、一定期間生活することを想定した施設

雲南市内要配慮者施設一覧（浸水想定区域・土砂災害警戒区域・所在地・連絡先）／福祉関連施設

※市内の施設で区域が発生している該当施設のみ。土砂災害・浸水区域内施設。施設敷地内に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・特別警戒区域（レッドゾーン）、浸水想定区域がある場合「区域内」としている。

事業者名	施設種別	事業所名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	浸水想定区域	施設連絡先	所在地
社会福祉法人あおぞら福祉会	介護・高齢者	カルチャーセンター　あおぞら	区域内	－	－	43-8280	大東町下阿用489
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	小規模多機能型居宅介護事業所　大東ゆりさわ	区域内	－	－	43-8335	大東町中湯石82
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	大東ゆりさわ	区域内	－	－	43-8335	大東町中湯石82
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	短期入所生活介護　笑寿苑	－	－	区域内	49-9500	加茂町加茂中915
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム　笑寿苑	－	－	区域内	49-9500	加茂町加茂中915
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	デイサービスセンター　愛あいの家	－	－	区域内	49-9433	加茂町加茂中928
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	デイサービスセンター　ほほえみ	－	－	区域内	49-9020	加茂町加茂中928
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	養護老人ホーム　宇寿荘 （外部サービス利用型特定施設　宇寿荘）	－	－	区域内	49-7228	加茂町加茂中928
医療法人同仁会	介護・高齢者	老人保健施設　ケアセンターきすき	区域内	－	－	42-3660	木次町山方1111
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	木次町デイサービスセンター	区域内	－	－	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	短期入所施設 特別養護老人ホーム　さくら苑	区域内	－	－	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	短期入所施設 特別養護老人ホーム　さくら苑 さくらんぼの家	区域内	－	－	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム　さくら苑 さくらんぼの家	区域内	－	－	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム　さくら苑	区域内	－	－	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	小規模多機能型居宅介護事業所　桜花	区域内	－	－	42-2076	木次町東日登355-9
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者 ・障がい者	デイサービスセンター　みとや	区域内	－	区域内	45-9898	三刀屋町三刀屋1212-3
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者	デイサービスセンター　陽だまりの家	区域内	－	区域内	45-5023	三刀屋町三刀屋1212-3
医療法人陶朋会	介護・高齢者	老人保健施設　平成苑	区域内	－	－	45-5110	三刀屋町三刀屋1294-1
社会福祉法人有隣会	介護・高齢者	梅里苑短期入所生活介護事業所	区域内	－	－	45-3737	三刀屋町三刀屋1326-8
社会福祉法人有隣会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム　梅里苑	区域内	－	－	45-3737	三刀屋町三刀屋1326-8
サンキ・ウエルビィ株式会社	介護・高齢者	サンキ・ウエルビィ　小規模多機能センター雲南	－	－	区域内	45-3535	三刀屋町三刀屋4-7
株式会社　ヒカリエ	介護・高齢者	ウェルライフ三刀屋	－	－	区域内	45-5406	三刀屋町下熊谷1675-2
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	デイサービス・だんだん	区域内	－	－	45-0101	三刀屋町伊萱40-6
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	グループホーム雲南・ゆりさわ	区域内	－	－	45-0100	三刀屋町伊萱40-6
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	小規模多機能型居宅介護事業所　雲南ゆりさわ	区域内	－	－	45-0335	三刀屋町伊萱40-8
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者	デイサービスセンター　なかの	区域内	－	－	45-3955	三刀屋町中野280-1
社会福祉法人よしだ福祉会	介護・高齢者 ・障がい者	とちのみ	区域内	－	－	74-9811	吉田町吉田1043-8
社会福祉法人よしだ福祉会	介護・高齢者 ・障がい者	ケアポートよしだ	区域内	－	－	75-0346	吉田町深野84-6
社会福祉法人よしだ福祉会	介護・高齢者 ・障がい者	小規模多機能型居宅介護事業所　ふかのの里	区域内	－	－	75-0346	吉田町深野84-6
社会福祉法人よしだ福祉会	介護・高齢者	さくらんぼ	区域内	－	－	75-0346	吉田町深野84-6
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者 ・障がい者	好老センター通所介護事業所	区域内	－	－	62-0727	掛合町掛合1310
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者	えがおの里短期入所生活介護事業所	区域内	－	－	62-1811	掛合町掛合853-1
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム　えがおの里	区域内	－	－	62-1811	掛合町掛合853-1
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者	小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター	区域内	－	－	62-1061	掛合町入間482-3
(福)あおぞら福祉会	障がい者福祉	風車の舎	区域内	－	－	43-5157	大東町大東1319-14
(福)かも福祉会	障がい者福祉	かも社会就労センター	区域内	－	－	49-8125	加茂町宇治253-1
(福)雲南広域福祉会	障がい者福祉	はるひハイツ	－	－	区域内	45-0020	木次町下熊谷1259-1
(福)仁寿会	障がい者福祉	ヴィラサクラ	区域内	－	－	42-3808	木次町東日登216-1
(福)雲南ひまわり福祉会	障がい者福祉	ほっとらいふ雲南	区域内	－	－	42-1635	木次町東日登351-5
(福)雲南ひまわり福祉会	障がい者福祉	きすきの里	区域内	－	－	42-1635	木次町東日登351-5
(福)雲南広域福祉会	障がい者福祉	こじょうハイツ	－	－	区域内	45-0020	三刀屋町古城42-2
合同会社エコカレッジ	障がい者福祉	就労継続支援事業所　エコカレッジ	－	－	区域内	47-7197	三刀屋町三刀屋1065
特定非営利活動法人ふれんど	障がい者福祉	掛合吉田事業所せせらぎの家	区域内	－	－	62-1828	掛合町掛合821
(福)仁寿会	障がい者福祉	グループホーム銀杏	区域内	－	－	62-0745	掛合町掛合941-4
(福)仁寿会	障がい者福祉	ヴィラかすみ	区域内	－	－	62-0863	掛合町多根490
(福)仁寿会	障がい者福祉	就労継続支援事業所山光園	区域内	－	－	62-1500	掛合町松笠2154-1
(福)仁寿会	障がい者福祉	グループホーム山楽園	区域内	－	－	62-1500	掛合町松笠2154-1
(福)仁寿会	障がい者福祉	障害者支援施設　山楽園	区域内	－	－	62-1500	掛合町松笠2154-1
(福)仁寿会	障がい者福祉	地域活動支援センター山楽園	区域内	－	－	62-1500	掛合町松笠2154-1
雲南市	病院	雲南市立病院	区域内	区域内 （敷地一部）	－	47-7500	大東町飯田96-1
医療法人コスモ会	病院	奥出雲コスモ病院	区域内	－	－	42-3950	木次町里方1275-2
医療法人陶朋会	病院	平成記念病院	区域内	－	－	45-5111	三刀屋町三刀屋1294-1

雲南市内要配慮者施設一覧表（浸水想定区域・土砂災害警戒区域・所在地・連絡先）／教育関連施設

※市内の施設で区域が発生している該当施設のみ。土砂災害・浸水区域内施設。施設敷地内に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・特別警戒区域（レッドゾーン）、浸水想定区域がある場合「区域内」としている。

区分		名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	浸水想定区域	施設連絡先	住所
公立	中学校	大東中学校	区域内	区域内	ー	0854-43-2107	雲南市大東町養賀967
公立	中学校	海潮中学校	区域内	ー	ー	0854-43-2271	雲南市大東町南村268
公立	小学校	西小学校	区域内	区域内	ー	0854-43-2801	雲南市大東町仁和寺2435-11
公立	小学校	海潮小学校	区域内	区域内	ー	0854-43-2269	雲南市大東町北村460
公立	小学校	加茂小学校	区域内	区域内	ー	0854-49-7038	雲南市加茂町加茂中1031
公立	中学校	木次中学校	区域内	区域内	ー	0854-42-1411	雲南市木次町新市421
公立	小学校	木次小学校	ー	ー	区域内	0854-42-1113	雲南市木次町木次1001-1
公立	小学校	斐伊小学校	区域内	区域内	ー	0854-42-0348	雲南市木次町里方1064
公立	小学校	寺領小学校	区域内	区域内	ー	0854-42-0529	雲南市木次町寺領612
公立	小学校	西日登小学校	区域内	区域内	ー	0854-42-0740	雲南市木次町西日登985
公立	中学校	三刀屋中学校	区域内	ー	ー	0854-45-2421	雲南市三刀屋町三刀屋394
公立	小学校	三刀屋小学校	区域内	区域内	ー	0854-45-2324	雲南市三刀屋町給下1007-1
公立	小学校	鍋山小学校	区域内	ー	ー	0854-45-2824	雲南市三刀屋町乙加宮1231
公立	中学校	吉田中学校	区域内	ー	ー	0854-74-0140	雲南市吉田町吉田1080-4
公立	小学校	吉田小学校	区域内	区域内	ー	0854-74-0017	雲南市吉田町吉田1060-1
公立	小学校	田井小学校	区域内	ー	ー	0854-75-0009	雲南市吉田町深野90-1
公立	小学校	掛合小学校	区域内	区域内	ー	0854-62-9800	雲南市掛合町掛合2237-1
県立	高等学校	大東高校	区域内	ー	ー	0854-43-2511	雲南市大東町大東637
県立	高等学校	三刀屋高校	区域内	区域内	ー	0854-45-2721	雲南市三刀屋町三刀屋912-2
県立	高等学校	掛合分校	区域内	区域内	ー	0854-62-0084	雲南市掛合町掛合3601
県立	特別支援学校	出雲養護学校雲南分教室	区域内	ー	区域内	0854-45-0388	雲南市三刀屋町三刀屋1212-32
私立	保育園	あおぞら保育園	区域内	ー	ー	43-3129	大東町下阿用691-2
公立	こども園	西こども園	区域内	ー	ー	43-6005	大東町仁和寺2435-11
公立	児童クラブ	学童クラブキリカ	区域内	ー	ー	43-3129	大東町下阿用684-7
公立	支援センター	大東子育て支援センター	区域内	ー	ー	43-9500	大東町下阿用691-2
公立	こども園	加茂こども園	区域内	ー	ー	49-6760	加茂町宇治238
公立	児童クラブ	加茂児童クラブ	ー	ー	区域内	49-8355	加茂町加茂中1001-4
公立	支援センター	加茂子育て支援センター	ー	ー	区域内	49-8355	加茂町加茂中1001-4
公立	こども園	斐伊こども園	区域内	ー	ー	42-2130	木次町里方1064
私立	保育園	四ツ葉学園保育所	ー	ー	区域内	42-0616	木次町里方869-5
公立	保育園	斐伊保育所	ー	ー	区域内	42-1008	木次町里方915-1
公立	幼稚園	西日登幼稚園	区域内	ー	ー	42-0875	木次町西日登985
公立	児童クラブ	斐伊児童クラブ	ー	ー	区域内	42-5050	木次町里方928-1
公立	児童クラブ	きすき児童クラブ	ー	ー	区域内	42-1036	木次町木次1012-1
公立	児童クラブ	寺領児童クラブ	区域内	ー	ー	42-1188	木次町寺領612
公立	支援センター	木次町子育て支援センター	ー	ー	区域内	42-2030	木次町里方915-1
公立	保育園	三刀屋保育所	区域内	ー	区域内	45-2651	三刀屋町三刀屋1188-1
公立	こども園	三刀屋こども園	区域内	ー	ー	45-2168	三刀屋町給下750-2
公立	幼稚園	鍋山幼稚園	区域内	ー	ー	45-3762	三刀屋町乙加宮1228-1
公立	児童クラブ	三刀屋放課後児童クラブ	ー	ー	区域内	090-2291-5108	三刀屋町古城1-1
公立	支援センター	三刀屋子育て支援センター	ー	ー	区域内	45-9501	三刀屋町三刀屋1212-3
公立	病児・病後児保育室	みとや病後児保育室「たんぽぽ」	ー	ー	区域内	45-5001	三刀屋町三刀屋1212-3
公立	こども園	吉田保育所	区域内	ー	ー	74-0330	吉田町吉田2664
公立	保育園	田井保育所	区域内	ー	ー	75-0201	吉田町深野244-4

◎避難路（避難経路）

種別	路線名			
国　道	国道 54 号	国道 314 号	松江自動車道	
主要地方道	松江木次線	掛合上阿井線	川本波多線	出雲奥出雲線
	玉湯吾妻山線	湖陵掛合線	安来木次線	大東東出雲線
	出雲三刀屋線			
一般県道	木次横田線	加茂中停車場線	吉田奥出雲線	佐田八神線
	出雲大東線	木次停車場線	稗原木次線	三刀屋木次インター線
	掛合大東線	下久野停車場線	吉田三刀屋線	吉田掛合インター線
	三刀屋佐田線	海潮宍道線	吉田頓原線	
	木次直江停車場線	上久野大東線	宮内掛合線	
市　道	1 級、2 級、その他			
農　道	大仁農道	ジベガ原農道	糸原農道	紺屋農道
	飯石広域農道	金迫小木迫農道	向谷曽木農道	大平屋農道
	山田遠所農道	門小木農道	向原農道	後山農道
	岡村農道	本谷農道	御茶屋原農道	海尻農道
	薦沢農道	室山農道	中屋農道	土井奥農道
	上久野農道	宇谷・大原農道	中民谷農道	小木中農道
	八所農道	金谷農道	曽木神社農道	青木屋農道
	福谷農道	三つ暮農道	落合新屋農道	川尻 1 号農道
	大廻農道	西の奥農道	堂迫農道	梅木 1 号農道
	引那岐農道	和の郷農道	中崎屋農道	明山 1 号農道
	芹谷農道	上槻農道	向芦谷農道	明山 2 号農道
	奥田農道	下槻農道	道の下農道	深野 1 号農道
	三田谷 2 号農道	宇谷・大原第 2 農道	野田中農道	土井 1 号農道
	池谷農道	深谷農道	檜谷農道	梅木 3 号農道
	岡の前農道	下熊谷 1 号農道	金井谷農道	梅木 4 号農道
	宇治西農道	三坂農道	川向農道	梅木 5 号農道
	池谷 2 号農道	市場大蔵農道	矢の谷農道	梅木 6 号農道
	立原農道	大蔵農道	樋の口農道	梅木 7 号農道
	ナビサ農道	矢通農道	菅谷神社農道	梅木 8 号農道
	長畑農道	後谷上側農道	大志戸農道	仁井屋農道
	砂子原農道	樋の谷農道	奥志谷農道	中屋小向原農道
	山尾谷農道	堂々農道	小山堂農道	宇山下農道
	杉の谷農道	尾崎下 1 号農道	弘法屋農道	上山農道
	中狭農道	尾崎下 2 号農道	つづら谷農道	寺谷農道
	高畔農道	六神農道	内江農道	飯石穴見支線農道
	堀越滝谷農道	鳥槙農道	今山農道	田上農道
	斐伊農道	坂本森谷農道	屋内迫農道	吉野柄栗農道
	里方山手農道	熊萱農道	垣内奥農道	刀根農道
	坂水越農道	矢通軍谷農道	ムカ谷農道	長迫農道
	大の谷農道	粟谷谷農道	前垣内農道	保関谷農道
	唐立農道	里坊三坂農道	中の原農道	両仙農道
	ジベガ原 1 号農道	蛇の原野地農道	屋敷農道	志食農道
	北側農道	萱野根波農道	中屋敷農道	竹之尾農道
	槻の屋農道	深谷農道	中元屋農道	郷北側農道
	引野農道	梅木中農道	上平田農道	朝原農道
林　道	八所線	府谷線	作石線	中垣内線
	カヘノ谷線	蓮花寺線	樫ノ木畑線	杉戸線
	八雲山線	沢池線	堂迫線	家の奥線
	吉床線	高木森木線	大志戸線	矢の谷線
	八十線	下久野線	上山線	矢の谷支線
	森谷線	段畑線	オコナデ線	大志戸支線
	滝谷線	熊谷線	小木線	深野菅谷線
	田中線	奥側線	民谷線	猪ノ奥線
	須谷線	扇ケ谷線	藤谷線	民谷つづら畑線
	山尾谷線			

○仮設住宅建設候補地

施設名等	地名・地番	敷地面積（㎡）	想定建設戸数（戸）	想定利用者数（人）
大東公園（野球場・多目的広場）	雲南市大東町大東1094	14,400	270	1,620
丸子山公園多目的広場	雲南市大東町大東1366	6,700	125	750
加茂文化ホールラメール（駐車場、広場）	雲南市加茂町宇治303	14,600	273	1,638
加茂中央公園（多目的広場、野球場）	雲南市加茂町神原及び宇治	16,000	300	1,800
木次町民球場	雲南市木次町新市409	7,700	144	864
木次健康の森（多目的広場）	雲南市木次町西日登、東日登、新市	13,000	243	1,458
明石緑ヶ丘公園（野球場・山村広場）	雲南市三刀屋町坂本870	18,700	350	2,100
掛合運動公園（野球場）	雲南市掛合町掛合2246-1	5,000	93	558
合　　計		96,100	1,798	10,788

・敷地面積の75%を想定建設面積

・住宅の大きさは一律12坪で算出

・想定利用者数は、1戸あたり6人として算出

○雲南市給食施設

(1)小中学校(幼稚園含む)

施設名称	職員数（人）	給食数（食）	調理能力（食）	所在地
大東学校給食センター	17	1,131	1,600	雲南市大東町養賀967
木次学校給食センター	12	870	1,300	雲南市木次町新市527-1
三刀屋学校給食センター	11	648	1,000	雲南市三刀屋町殿河内70
加茂学校給食センター	11	649	750	雲南市加茂町加茂中793-1
吉田学校給食センター	6	116	350	雲南市吉田町吉田1060-1
掛合学校給食センター	7	241	480	雲南市掛合町掛合2132
合　計	**64**	**3,655**	**5,480**	

(2)保育園(所)・こども園

施設名称	職員数（人）	提供数（食）	調理能力（食）	所在地
大東保育園(公立)	30	149	149	雲南市大東町大東１６６３
かもめ保育園(公立)	27	123	123	雲南市大東町飯田１４６−８
加茂こども園(公立)	30	123	123	雲南市加茂町宇治２３８
木次こども園(公立)	16	56	56	雲南市木次町新市１６０
斐伊保育所(公立)	22	94	94	雲南市木次町里方９１５−１
三刀屋保育所(公立)	32	165	165	雲南市三刀屋町三刀屋１１８８－１
吉田保育所(公立)	7	21	21	雲南市吉田町吉田２６６４
田井保育所(公立)	7	23	23	雲南市吉田町深野２４４−４
掛合保育所(公立)	32	113	113	雲南市掛合町掛合２１４９−２
あおぞら保育園(私立)	29	108	108	雲南市大東町下阿用６９１−２
たちばら保育園(私立)	13	41	41	雲南市加茂町立原４３８
四ツ葉学園保育所(私立)	26	130	130	雲南市木次町里方８７１－１
みなみかも保育園(私立)	16	46	46	雲南市加茂町南加茂39-2
合　計	**287**	**1,146**	**1,146**	

◎防災備蓄品

2018.4.1現在

区分・担当	保管場所	非常食（アルファ化米）				保存水			毛布	緊急用トイレ	ユニパック	非常用トイレットペーパー	生理用品	幼児用紙おむつ	ブルーシート	土のう袋
		数量 食	納入時期	賞味期限	備考	2.0ℓ 本	納入時期	賞味期限	枚	台	25枚入/PAC	24ロール/箱	28個入/PAC	56枚入/PAC	枚	枚
本庁危機管理室	本庁舎備蓄倉庫	50	2014.2	2019.1	梅がゆ	162	2018.3	2023.3	250							
		100	2014.2	2019.1	五目											
		100	2014.2	2019.1	わかめ											
		50	2015.3	2020.3	梅がゆ											
		100	2015.3	2020.3	五目											
		100	2015.3	2020.3	わかめ											
		100	2016.3	2021.3	五目											
		50	2016.3	2021.7	梅がゆ											
		100	2016.3	2021.8	わかめ											
		50	2016.4	2021.3	五目											
		50	2017.3	2022.2	五目											
		50	2017.3	2022.6	梅がゆ											
		100	2017.3	2022.7	わかめ											
小計		1,000				162			250	0	0	0	0	0	0	0
大東総合センター	資材倉庫（ふれあいセンター「丸子山」）	50	2016.4	2021.3	五目	72	2016.4	2021.4	100	3	1	1	10	6	190	1,700
		100	2016.4	2021.8	わかめ											
		50	2016.4	2021.7	梅がゆ											
小計		200				72			100	3	1	1	10	6	190	1,700
加茂総合センター	総合センター倉庫	50	2016.4	2021.3	五目	48	2016.4	2021.4		3	1	1	10	6		
		50	2016.4	2021.8	わかめ											
		50	2016.4	2021.7	梅がゆ											
	水防倉庫								100						150	3,600
小計		150				48			100	3	1	1	10	6	150	3,600
木次総合センター	総合センター倉庫	50	2016.4	2021.3	五目	48	2016.4	2021.4		3	1	1	10	6		
		50	2016.4	2021.8	わかめ											
		50	2016.4	2021.7	梅がゆ											
	新市水防倉庫								150						190	
	旧本庁舎車庫															5,600
小計		150				48			150	3	1	1	10	6	190	5,600

2018.4.1現在

区分・担当	保管場所	非常食（アルファ化米）				保存水			毛布	緊急用トイレ	ユニパック	非常用トイレットペーパー	生理用品	幼児用紙おむつ	ブルーシート	土のう袋
		数量 食	納入時期	賞味期限	備考	2.0ℓ 本	納入時期	賞味期限	枚	台	25枚入/PAC	24ロール/箱	28個入/PAC	56枚入/PAC	枚	枚
三刀屋総合センター	総合センター倉庫	50	2016.4	2021.3	五目	66	2016.4	2021.4	140	3	1	1	10	6		
		100	2016.4	2021.8	わかめ											
		50	2016.4	2021.7	梅がゆ											
	総合センター2階書庫								10							
	旧三刀屋町役場														200	
	三刀屋水防倉庫															250
	小原水防倉庫															500
	伊萱水防倉庫							500								
	上熊谷水防倉庫							700								
小計		200				66			150	3	1	1	10	6	200	1,950
吉田総合センター	総合センター倉庫	50	2016.4	2021.3	五目	30	2016.4	2021.4	100	3	1	1	10	6	50	100
		50	2016.4	2021.7	梅がゆ											
	吉田ふるさとセンター（田井交流センター）	50	2016.4	2021.8	わかめ	18	2016.4	2021.4							5	
小計		150				48			100	3	1	1	10	6	55	100
掛合総合センター	総合センター倉庫	50	2016.4	2021.3	五目	48	2016.4	2021.4	100	3	1	1	10	6	140	1,000
		50	2016.4	2021.8	わかめ											
		50	2016.4	2021.7	梅がゆ											
小計		150				48			100	3	1	1	10	6	140	1,000
合計		**2,000**				**492**			**950**	**18**	**6**	**6**	**60**	**36**	**925**	**13,950**

○県内製パン業者

20kg/袋換算

地区	工場名	郵便番号	商号	電話番号	所在地	製造能力(袋)
松江市	キッチンおかだ	690-0846	(有)ドリームベーカー 岡田新一	0852-21-5290	松江市末次町23	4
	(株)マツヤ神戸屋	690-0021	(株)マツヤ神戸屋 松崎直彦	0852-24-2400	松江市矢田町250－20	90
	パンェブール	690-0881	(有)パンェブール 桑原裕紀	0852-26-5693	松江市石橋町421	6
	喜久屋	699-0408	(有)喜久屋 須藤新吾	0852-66-0707	松江市宍道町昭和100	0
安来市	(有)杉本パン店	692-0023	(有)杉本パン店 杉本太	0854-22-2415	安来市黒井田町429－20	3
	長谷川製パン(有) 長谷川照月堂	692-0411	長谷川製パン(有) 長谷川豊	0854-32-2547	安来市広瀬町菅原1050－7	6
	(有)瀬尻製パン店	692-0404	(有)瀬尻製パン店 瀬尻正人	0854-32-2539	安来市広瀬町広瀬1694	2.5
奥出雲町	(有)今津屋	699-1832	(有)今津屋 代表取締役　二岡君子	0854-52-2151	仁多郡奥出雲町横田1175－6	3
雲南市	(株)井谷明盛堂	699-1334	(株)井谷明盛堂 代表取締役　井谷憲治	0854-42-0240	雲南市木次町新市364	3
	パン工房　米風香	699-1221	株式会社　大東農産加工場 代表取締役　中西正義	0854-43-3849	雲南市大東町飯田４１－１２	3
出雲市	(有)木村家製パン	693-0033	(有)木村家製パン 勝部恵太	0853-22-0819	出雲市知井宮町882	8
	(有)なんぽうぱん	693-0033	(有)なんぽうぱん 石飛安夫	0853-21-0062	出雲市知井宮町1274－6	30
	(有)古川製パン店	691-0001	(有)古川製パン店 古川祐治	0853-62-2279	出雲市平田町2185－9	1
	かめや製パン店	691-0001	三島　悟	0853-62-3059	出雲市平田町1225－1	4
	(有)川上開栄堂商店	691-0001	(有)川上開栄堂商店 坂根浩造	0853-62-2231	出雲市平田町903	4
	八雲パン	697-0711	小村　亮	0853-53-3895	出雲市大社町杵築南1294	16
大田市	(有)重富製パン	694-0052	(有)重富製パン 重富俊雄	0854-82-8796	大田市久手町刺鹿2630	8
	イオン大田店パン工場	694-0044	イオンリテール(株) 梅本和典	0854-84-0100	大田市長久町土江97	2.5
	はとぽっぽ	694-0064	社会福祉法人　銀の鳩 竹原博之	0854-82-4688	大田市大田町大田イ674－16	1
美郷町	寿恵久仁屋	699-4621	末國欽治	0855-75-1377	邑智郡美郷町粕渕178-1	1
邑南町	(有)広島屋	696-0103	(有)広島屋 坂根有二	0855-95-0070	邑智郡邑南町矢上4634	6
	国際農村塾マムズ・ドリーム	696-0101	藤田　八重子	0855-95-2678	邑智郡邑南町井原888	0.5
	愛香国四ツ葉ショップ	696-0102	社会福祉法人　邑智福祉振興会 日高昭登	0855-95-0111	邑智郡邑南町中野3594－21	2
	はあもにぃはうす	696-0222	社会福祉法人　おおなん福祉会 日高勝明	0855-83-1955	邑智郡邑南町下田所334	2
浜田市	プチマタン	697-0043	社会福祉法人　いわみ福祉会 室崎富恵	0855-22-2235	浜田市栄町39－1	1
	ぱんの森	697-0026	富士産業(株) 笠柄一雄	0855-22-6368	浜田市田町90	3.5
	ホルン浜田店	697-0052	フジパンストアー(株) 国廣哲彦	0855-23-7411	浜田市港町227－1	2
	コーヒーハウス	697-0006	橋本鐵工(株) 橋本立一	0855-28-1950	浜田市下府町181－2	1

地区	工場名	郵便番号	商号	電話番号	所在地	製造能力(袋)
江津市	ラ・グラン・モンテ	695-0024	(有)シャルム大坂屋 大坂務	0855-53-2886	江津市二宮町神主ハ216－10	6
	本山ベーカリー	695-0017	本山　健司	0855-52-3205	江津市和木町603－20	1
	パリクロアッサン　江津店	695-0016	フジパンストアー(株) 廣村昌弘	0855-52-5520	江津市嘉久志町2306－30	1
	さくらんぼのお家	699-4111	特定非営利活動法人　さくらんぼのお家 古川忠光	0855-92-1171	江津市桜江町谷住郷1713－1	10
益田市	松月堂マリード	698-0005	久城　恵治	0856-22-0350	益田市本町1－57	4
隠岐の島町	木村屋給食パン工場	685-0005	鳥本　光夫	08512-2-1862	隠岐郡隠岐の島町東郷37	9
	木村屋	685-0014	(有)木村屋 西尾千尋	08512-2-0072	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の二72	3.5
	かなりやパン店	685-0027	長谷川　廉	08512-2-1517	隠岐郡隠岐の島町原田1416－3	2.5
	金井製菓製パン所	685-0011	金井　三重	08512-2-0620	隠岐郡隠岐の島町栄町811－21	2
西ノ島町	栄進堂	684-0303	西脇　広光	08514-6-0775	隠岐郡西ノ島町大字美田3051-2	2.5
海士町	常盤堂製菓舗 ときわベーカリー	684-0403	山中　唱晴	08514-2-0719	隠岐郡海士町大字海士1089-34	6

○ 島根県内の主な病院施設

資料：医療政策課平成30年1月1日現在使用許可

管轄保健所	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					
				精神	結核	感染症	療養	一般	合計
松江	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター	島根県松江市上乃木5丁目8番31号	0852-21-6131		12			328	340
	松江市立病院	島根県松江市乃白町32番地1	0852-60.-8000	50		4		416	470
	総合病院松江生協病院	島根県松江市西津田8丁目8番8号	0852-23-1111				40	311	351
	東部島根医療福祉センター	島根県松江市東生馬町15－1	0852-36-8011				40	60	100
	松江青葉病院	島根県松江市上乃木5丁目1番8号	0852-21-3565	300					300
	松江記念病院	島根県松江市上乃木3丁目4番1号	0852-27-8111				111	61	172
	松江赤十字病院	島根県松江市母衣町200	0852-24-2111	45		2		552	599
	医療法人仁風会　八雲病院	島根県松江市大庭町1460－3	0852-23-3456	161					161
	鹿島病院	島根県松江市鹿島町名分243－1	0852-82-2627				117	60	177
	独立行政法人 地域医療機能推進機構玉造病院	島根県松江市玉湯町湯町1－2	0852-62-1560					301	301
	医療法人同仁会こなんホスピタル	島根県松江市宍道町白石129－1	0852-66-0712	147					147
	日立記念病院	島根県安来市安来町1278番地5	0854-22-2180				31	49	80
	安来市立病院	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地	0854-32-2121				46	102	148
	安来市医師会病院	島根県安来市伯太町安田1700番地	0854-37-1511				48		48
	安来第一病院	島根県安来市安来町899－1	0854-22-3411	189			60	138	387
	計　17病院			**892**	**12**	**6**	**493**	**2,378**	**3,781**
雲南	雲南市立病院	島根県雲南市大東町飯田96－1	0854-43-2390			4	78	199	281
	奥出雲コスモ病院	島根県雲南市木次町里方1275－2	0854-42-3950	100					100
	平成記念病院	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1	0854-45-5111				55	60	115
	町立奥出雲病院	島根県仁多郡奥出雲町三成1622番地1	0854-54-1122				50	90	140
	飯南町立飯南病院	島根県飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221					48	48
	計　5病院			**100**		**4**	**183**	**397**	**684**
出雲	出雲市民病院	島根県出雲市塩冶町1536番地1	0853-21-2722					180	180
	医療法人社団耕雲堂小林病院	島根県出雲市今市町510	0853-21-5230				48	2	50

○ 島根県内の主な病院施設

資料：医療政策課平成30年1月1日現在使用許可

管轄保健所	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					
				精神	結核	感染症	療養	一般	合計
出雲	医療法人同仁会海星病院	島根県出雲市大津町3656－1	0853-21-3521	166					166
	島根県立中央病院	島根県出雲市姫原四丁目1－1	0853-22-5111	40		6		588	634
	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89－1	0853-23-2111	30				570	600
	医療法人壽生会　寿生病院	島根県出雲市上塩冶町2862－1	0853-24-2160				239		239
	出雲市民リハビリテーション病院	島根県出雲市知井宮町238	0853-21-2733				58	58	116
	島根県立こころの医療センター	島根県出雲市下古志町1574－4	0853-30-0556	224					224
	出雲市立総合医療センター	島根県出雲市灘分町613	0853-63-5111				52	147	199
	斐川生協病院	島根県出雲市斐川町直江4883－1	0853-72-0321				120		120
	出雲徳洲会病院	島根県出雲市斐川町直江3964－1	0853-73-7000				94	89	183
	計　11病院			**460**		**6**	**611**	**1,634**	**2,711**
県央	大田市立病院	島根県大田市大田町吉永1428－3	0854-82-0330			4	55	280	339
	医療法人恵和会　石東病院	島根県大田市大田町大田イ860－3	0854-82-1035	168			42		210
	加藤病院	島根県邑智郡川本町大字川本383－1	0855-72-0640				81		81
	公立邑智病院	島根県邑智郡邑南町中野3848－2	0855-95-2111					98	98
	計　4病院			**168**		**4**	**178**	**378**	**728**
浜田	社会医療法人社団清和会西川病院	島根県浜田市港町293－2	0855-22-2390	408					408
	沖田病院	島根県浜田市殿町3－1	0855-22-1555					55	55
	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	島根県浜田市浅井町777-12	0855-25-0505			4		361	365
	島田病院	島根県浜田市殿町83－30	0855-22-2511				42		42
	医療法人慈誠会　山根病院	島根県浜田市熱田町1517番地1	0855-26-0688				55		55
	医療法人慈誠会　山根病院三隅分院	島根県浜田市三隅町岡見290－1	0855-32-4343				60		60
	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会　江津総合病院	島根県江津市江津町1016番地37	0855-54-0101				128	172	300
	西部島根医療福祉センター	島根県江津市渡津町1926	0855-52-2442				56	56	112
	山崎病院	島根県江津市江津町813－1	0855-52-2816				35		35
	計　9病院			**408**		**4**	**376**	**644**	**1,432**

○ 島根県内の主な病院施設

資料：医療政策課平成30年1月1日現在使用許可

管轄保健所	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					
				精神	結核	感染症	療養	一般	合計
益田	医療法人正光会　松ケ丘病院	島根県益田市高津四丁目24番10号	0856-22-8711	215					215
	益田赤十字病院	島根県益田市乙吉町イ103－1	0856-22-1480		4	4		276	284
	公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	島根県益田市遠田町1917－2	0856-22-3611				132	211	343
	津和野共存病院	島根県鹿足郡津和野町森村ロ141	0856-72-0660				49	50	99
	六日市病院	島根県鹿足郡吉賀町六日市368－4	0856-77-1581				60	50	110
	計　5病院			**215**	**4**	**4**	**241**	**587**	**1,051**
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	22		2		91	115
	隠岐広域連合立隠岐島前病院	島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地	08514-7-8211				24	20	44
	計　2病院			**22**		**2**	**24**	**111**	**159**
合　計　51病院				**2,265**	**16**	**30**	**2,106**	**6,129**	**10,546**

51

○島根県内全場外離着陸場一覧表

平成30年1月31日現在

No.	離着陸場名	所在地	離着陸場の状況					土地所有者 又は 管理者	電　話	備　考
			広さ(㎡)	表　面	離着陸の方向	恒風	標高(m)			
1	西ノ島	隠岐郡西ノ島町大字美田	120×80	ｱｽﾌｧﾙﾄ	013° /193°	NNW	33	西ノ島町	08514-6-0101	
2	知夫村	隠岐郡知夫村273	100×80	ｱｽﾌｧﾙﾄ	360° /180°	NNW ／SE	65	知夫村	08514-8-2211	
3	海士町	隠岐郡海士町吉津	25×20	ｱｽﾌｧﾙﾄ	060° /240°	NW	27	海士町	08514-2-0111	
4	下　府	浜田市下府町横路785	100×40	ｱｽﾌｧﾙﾄ	333° /153° 315° /135°	NW	6	浜田市	0855-22-2612	水防センター
5	錦浜　NO2	松江市東出雲町錦浜	500×30	転圧 草地	100° /280°	NW	2	国土交通省 出雲河川事務所 大橋川出張所	0852-22-2280	訓練場
6	安来運動公園	安来市吉岡町450	120×75	芝 てん圧	010° /190°	NW	7	安来市	0854-22-3301	
7	広瀬中央公園	安来市広瀬町広瀬307	150×92	土砂 てん圧	020°	NE	43	安来市	0854-22-3301	広瀬中央公園 （陸上競技場）
8	山佐ダム	安来市広瀬町上山佐3036-11	130×65	芝 てん圧	145° /325°	NW	200	広瀬土木事務所	0854-35-0156	訓練場 （特殊地域適用）
9	横田多目的広場	仁多郡奥出雲町稲原2034-1	114×92	芝 てん圧	350°	N	381	奥出雲町	0854-54-2505	横田公園 多目的広場
10	警察学校	松江市西浜佐陀町582-2	125×95	芝 てん圧	300° /220°	W	2	島根県警察学校	0852-26-0110	
11	五箇運動場	隠岐郡隠岐の島町郡75-2	140×100	土 てん圧	301° /121° 031° /211°	E	35.5	隠岐の島町 教育委員会	08512-2-2206	五箇町民運動場
12	島大医学部	出雲市塩冶町89-1	34×30	ｺﾝｸﾘｰﾄ	078° /258° 103° /283°	W	10	島根大学	0853-23-2111	島根大学医学部
13	斐川牧場	出雲市斐川町出西	100×60	草地	315° /135° 340° /160°	NW SE	158	出雲市	0853-21-2212	訓練場
14	八雲町	松江市八雲町西岩坂3856-1	14×14	土砂	265°	W	50	松江市	0852-54-0600	山村広場 構造改善センター
15	(防災対応) 西の原	大田市三瓶町池田	100×50	ｺﾝｸﾘｰﾄ	160° /340°	NW	456	大田市	08548-2-1600	
16	江の川河川敷	江津市渡津町197-1	113×80	芝 てん圧	180° /360°	N	1	国土交通省 浜田河川国道 事務所	0855-52-2926	江の川右岸河川敷 サッカー場
17	(川本)野球場	邑智郡川本町大字川下	90×90	芝 てん圧	105° /115°	N	60	川本町教育委員会	08557-2-0594	川本町民球場
18	都賀西町民グランド	邑智郡美郷町都賀西94-1	110×120	転圧土	125°	S	80	美郷町	0855-75-1211	美郷町民グランド
19	邑南町 青少年旅行村	邑智郡邑南町出羽	110×85	芝 てん圧	100°	W	310	邑南町	0855-95-1111	青少年旅行村運動広場
20	温泉津グランド	大田市温泉津町温泉津207	160×100	土 てん圧	090° /270°	NW	52	大田市	08548-2-1600	温泉津町総合'グランド
21	桜江小学校	江津市桜江町川戸1280	103×166	土 転圧	014° /194° 104° /284°	NW	28	江津市	0855-92-8040	桜江小学校グランド
22	中野グランド	邑智郡邑南町中野991	190×150	土砂 てん圧	220°	W	170	邑南町	0855-95-1111	邑南町中野'グランド
23	下来原	浜田市金城町下来原1551-1	150×150	土砂 てん圧	290° /260°	W	240	浜田市	0855-42-0044	金城中学校
24	美都中学校	益田市美都町都茂1947	100×70	土砂 てん圧	050° /060°	NE	170	益田市	0856-52-2525	美都中学校グランド
25	日原カントリーパーク	鹿足郡津和野町日原池村 2863-2	100×70	土砂 てん圧	180° /360° 030° /210°	N	75	津和野町	0856-74-0021	津和野町 教育委員会 日原カントリーパーク
26	大野原 運動交流広場	鹿足郡吉賀町柿木村大野原 969	150×105	土砂 てん圧	330°	NW	226	吉賀町	0856-77-1111	運動交流広場
27	高津川左岸河川敷	益田市高津町高津川 左岸河川敷	15×15	アスファルト	310° /130°	NW	0.7	国土交通省 浜田工事事務所	0855-22-2480	訓練場
28	里熊場外	雲南市木次町下熊谷 斐伊川左岸河川敷	80×26	ｺﾝｸﾘｰﾄ	180° /360° 340° /160°	N/S	36	雲南市	0854-40-1000	左岸河川敷
29	邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	75×30	アスファルト	160° /191°	NE	204	邑智病院	0855-95-2111	
30	飯南町山村広場	飯石郡飯南町赤名2807	100×100	土砂 てん圧	170° /093°	NW	474	飯南町	0854-76-2789	山村広場
31	(防災対応) 伯太山村広場	安来市伯太町日次585-1	130×140	転圧土	123° /303° 082° /262°	W	80	安来市	0854-22-3301	山村広場
32	斐伊川河川敷公園	出雲市武志町斐伊川河川敷	200×400	転圧 砂利	360° /180° 230° /050°	W	8.5	出雲市	0853-21-2211	斐伊川左岸河川敷 （訓練場）

No.	離着陸場名	所在地	離着陸場の状況					土地所有者	電　話	備　考
			広さ(㎡)	表　面	離着陸の方向	恒風	標高(m)	又は 管理者		
33	島根県消防学校	松江市乃木福富町735-2	120×85	転圧芝地	159°/339° 277°/097°	SE	27.2	島根県消防学校長	0852-22-0166	
34	三隅中央公園	浜田市三隅町古市場589	120×80	転圧土砂	017°/197° 056°/236°	NW	45	浜田市	0855-32-0080	三隅中央公園多目的広場
35	(防災対応)(大田)市立病院	大田市大田町吉永1477	75×65	コンクリート	025°/205°	NW	17	大田市	0854-82-1600	
36	松江赤十字病院	松江市母町200	23.2×20	アルミ合金	090°/270°	NW	64.28	松江赤十字病院	0852-21-2111	松江赤十字病院屋上
37	(防災対応)匹見野球場	益田市匹見町匹見イ1101	120×120	転圧芝地	170°/350° 080°/260°	NW	300	益田市	0856-56-1175	
38	隠岐病院(屋上)	隠岐の島町城北町355	21×21	ｳﾚﾀﾝ樹脂	120°/300°	NW	26	隠岐広域連合	08512-6-9150	隠岐病院屋上
39	奥出雲町三成場外	仁多郡奥出雲町三成1621-8	18×18(離着陸帯)	プレキャストコンクリート	010°/190° 120°/300°	NW	300	益田市	0854-54-2505	三成防災ヘリポート
40	(防災対応)東部分署ヘリポート	松江市美保関町下宇部尾1161	35×35(離着陸帯)	アスファルト	080°/260°	NW	9	松江市	0852-55-5525	松江北消防署東部分署
41	(防災対応)野波海浜公園	松江市島根町野波5433	35×35(離着陸帯)	芝	080°/260° 170°/350°	NW	2	松江市	0852-55-5377	
42	神戸川	出雲市西園町神戸川河川敷	20×20(離着陸帯)	草地	170°/350°	NW	3	国交省出雲河川事務所神戸川放水路管理室	0853-20-1758	訓練場
43	美郷町防災公園	邑智郡美郷町久保22-3	14×12(離着陸帯)	アスファルト	030°/120°	NW	90	美郷町	0855-75-1211	美郷町防災公園内ヘリポート
44	(防災対応)なごみの里	鹿足郡津和野町鷲原イ117-1	40×40	アスファルト	115°/295°	NW	180	津和野町	0856-74-0021	津和野温泉前ヘリポート
45	(防災対応)弥　栄	浜田市弥栄町長安本郷719-2	80×80	土砂てん圧	070°/250° 040°/220°	N	400	浜田市	0855-48-2121	弥栄支所弥栄町運動場
46	浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	21×21	アルミ合金	180°/270°	NW	63	浜田医療センター	0855-25-0505	浜田医療センター屋上
47	吉賀町飛行場外	鹿足郡吉賀町六日市386-2	20×17	アスファルト	060°/240°	NW	312	社団医療法人石州会	0856-77-1581	六日市病院
48	匹見澄川ヘリポート	益田市匹見町澄川イ1861-1	18×18(離着陸帯)	アスファルト	060°/240° 210°/030°	NW	203	益田市匹見総合支所	0856-56-0300	
49	尾原ダム	雲南市木次町平田211－5	20×20	アスファルト	100°/280°		210	島根県雲南整備事務所	0854-42-9600	訓練場
50	志津見ダム	飯石郡飯南町角井1891－20	20×20	芝	030°/210°		290	国土交通省出雲河川事務所志津見ダム管理支所	0854-73-0222	訓練場
51	(防災対応)南部分署ヘリポート	松江市八雲町東岩坂369－1	34×34(離着陸帯)	アスファルト	350°/170° 260°/080°			松江市	0852-54-9119	松江南消防署南部分署
52	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103－1	21×21	コンクリート	180°/360°		31	益田赤十字病院	0856-22-1480	益田赤十字病院屋上
53	松江市立病院	松江市乃白町32－1	21×21	アルミ合金	060°/150°		35	松江市立病院	0852-60-8000	松江市立病院屋上

災害時の相互応援に関する協定書（島根県内市町村）

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
(3)　救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
(4)　医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(5)　被災者を一時収容するための施設の提供
(6)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第２条　応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第４条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第１号、第２号及び第３号に掲げるものの品名、数量等
(3)　前条第４号に掲げるものの職種別人員
(4)　応援の場所及び応援場所への経路
(5)　応援の期間
(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、前項の要請があったものとみなす。

３　他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

４　県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第３条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

２　応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第４条　県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（連絡協議会の設置）

第５条　県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第６条　この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書６０通を作成し、各自が記名・押印をして、各１通を所持する。

平成８年２月１日

島根県知事　松江市長　浜田市長
出雲市長　益田市長　大田市長
安来市長　江津市長　平田市長
鹿島町長　奥根町長　美保関町長
東出雲町長　八雲村長　玉湯町長
宍道町長　八束町長　広瀬町長
伯太町長　仁多町長　横田町長
大東町長　加茂町長　木次町長
三刀屋町長　吉田村長　掛合町長
頓原町長　赤来町長　斐川町長
佐田町長　多伎町長　湖陵町長
大社町長　温泉津町長　仁摩町長
川本町長　邑智町長　大和村長
羽須美村長　瑞穂町長　石見町長職務代理者
石見町助役
桜江町長　金城町長　旭町長
弥栄村長　三隅町長　美都町長
匹見町長　津和野町長　日原町長
柿木村長　六日市町長　西郷町長
布施村長　五箇村長　都万村長
海士町長　西ノ島町長　知夫村長

山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定

（目的）

第１条　山陰都市連携協議会を構成する市（以下「構成市」という。）は、構成市の区域内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象が発生したとき（以下「危機事象発生時」という。）の相互の応援を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第２条　応援の基本的な内容は、次のとおりとする。

(1)　災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣

(2)　備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

(3)　重要な市役所業務の継続に必要な支援

(4)　前３号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（平常時における協力体制）

第３条　構成市は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

２　構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

（危機事象発生時における応援体制）

第４条　応援を実施する市（以下「応援市」という。）は、危機事象が発生した市（以下「危機事象発生市」という。）の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。

２　応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第２条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度６弱以上の地震が観測された場合又は構成市間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。

３　応援市は、第２条第３号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

（危機事象発生時における受入体制）

第５条　危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成市の協議により別に定めることができる。

（事務局）

第７条　本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

（連絡担当部局）

第８条　構成市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、危機事象発生時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（資料の交換）
第９条　構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（他の協定との関係）
第１０条　この協定は、構成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項については、その都度、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連携協議会開催市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成２４年１０月　２日

鳥取県　鳥取市
鳥取県　米子市
鳥取県　倉吉市
鳥取県　境港市
島根県　松江市
島根県　浜田市
島根県　出雲市
島根県　益田市
島根県　大田市
島根県　安来市
島根県　江津市
島根県　雲南市

全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書

さくらサミット加盟自治体（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町において大規模な災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２条第１号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市町のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市町が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市町の要請により被災市町を応援する協定市町（以下「応援市町」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣

(5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

(6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん

(7) ボランティアのあっせん

(8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第３条　被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被害及び被害が予想される状況

(2) 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量

(3) 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容

(4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第４条　応援を要請された協定市町は、誠意をもって被災市町からの応援要請に応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第５条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援市町が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町との協議により、応援市町が負担することで合意した場合は、この限りでない。

(応援の自主出動)

第６条　被災市町以外の協定市町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めたときは、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

２　前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市町以外の協定市町は、第３条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第５条の規定を準用する。

(災害補償等)

第７条　派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市町が負うものとする。

２　派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市町への往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第８条　第３条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第９条　協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第 10 条　この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書１３通を作成し、協定市町それぞれが各１通を保有するものとする。

平成２６年 ４ 月17日

北海道 新ひだか町長 酒井芳秀

秋田県 仙北市長 門脇光浩

宮城県 柴田町長 滝口茂

福島県 富岡町長 宮本皓一

群馬県 前橋市長 山本龍

埼玉県 幸手市長 渡辺邦夫

新潟県 五泉市長 伊藤勝美

岐阜県 本巣市長 藤原勉

奈良県　吉野町長　　北岡　篤

島根県　雲南市長　　速水雄一

長崎県　大村市長　　松本　崇

宮崎県　日南市長　　﨑田恭平

茨城県　日立市長　　吉成　明

雲南市・豊明市による災害時等相互応援に関する協定

島根県雲南市（以下「甲」という。）と愛知県豊明市（以下「乙」という。）は災害時における甲と乙の相互応援について、次のとおり協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、甲又は乙の地域に災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び原子力災害特別措置法（平成１１年法律第１５６号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援要請等）

第２条　甲又は乙は、応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、災害の状況を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。

（応援の内容）

第３条　この協定における応援の内容は、次のとおりとする。

（１）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供

（２）食糧及び生活必需物資並びにその提供に必要な資機材の提供

（３）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（４）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第４条　甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

２　甲及び乙は、相互応援のための連絡担当部局を定めたとき（変更したときを含む。）は、当該部局名、課室名並びに担当責任者及び同代理人の職氏名、電話番号その他必要な事項を通知するものとする。

（応援要請の手続）

第５条　応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、甲又は乙に対し別記災害応援要請書を提出するものとする。ただし、災害応援要請書を提出するいとまがない場合には、電話等の通信手段による要請を行うことができるものとする。この場合においては、後に文書を速やかに提出するものとする。

（１）被害の状況
（２）必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
（３）必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
（４）応援の場所及びその場所への経路
（５）その他応援を必要とする事項等

（応援隊の指揮）
第６条　応援を要請した市（以下、「応援要請市」という。）における応援隊の指揮は、応援要請市の長又は、災害対策本部員が応援隊の長に対し行うものとする。

（経費の負担）
第７条　応援に要した費用の負担は、甲乙協議のうえ別に定める。

（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２９年１月１２日

甲　　島根県雲南市木次町里方５２１番地１

雲南市長　速水雄一

乙　　愛知県豊明市新田町子持松１番地１

豊明市長　小浮正典

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と雲南市長（以下「乙」という。）は、雲南市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲及び乙が連携を図り、雲南市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第３条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、雲南市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第４条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成23年 7月14日

甲　国土交通省　　中国地方整備局長　　福田　　功

乙　雲南市　　雲　南　市　　長　　速水　雄一

災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書

島根県社会福祉協議会が運営するしまね災害福祉広域支援ネットワーク（以下「甲」という。）と島根県（以下「乙」という。）及び雲南市（以下「丙」という。）は、甲が行う災害時における福祉専門職（福祉職場の医療専門職を含む。以下同じ。）の派遣協力等に関して次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　島根県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、甲による市町村への福祉専門職の応援派遣を実施する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣協力等の内容）

第２条　甲による派遣協力等の内容は次のとおりとする。

（１）　災害発生時に市町村における避難所や被災社会福祉施設等にしまね災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉専門職を派遣し、要配慮者等の福祉的ニーズへの対応を行う。

（２）　災害発生時に市町村で行われる公衆衛生活動等へ協力を行う。

（派遣協力等の要請手続き）

第３条　丙は、災害時に福祉的支援が必要と判断した場合、乙を通じて甲に福祉専門職の派遣協力等の要請を行う。

２　乙は、丙から福祉専門職の派遣協力等の要請があった場合、甲に伝え、派遣協力等の調整に協力する。

３　甲は、丙から福祉専門職の派遣協力等の要請があった場合、協力施設等及び乙と調整を図り派遣等を決定する。

４　派遣協力等の要請は、「派遣協力等要請書」（別紙１）によるものとする。ただし、緊急を要し文書によることができない場合には口頭又は電話等によることができる。この場合、事後速やかに文書を送付するものとする。

５　丙は、派遣協力等の必要がなくなったと判断したときは、速やかに乙を通じて甲に連絡するものとする。

（安全の確保）

第４条　丙は、その要請により甲が派遣する福祉専門職が活動するにあたっては、安全の確保に十分配慮するものとする。

（派遣等に要する費用）

第５条　福祉専門職の派遣に要する費用のうち、交通費、宿泊費、甲が加入した傷害保険料については、丙が甲に支払う。なお、履行確認のため、支払い完了後に領収書等

の写しを甲から丙に提出するものとする。

（損害補償）

第６条　甲が派遣した福祉専門職が、その責に帰することができない事由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する傷害保険により補償を受けるものとする。

なお、上記保険により補償を受けることのできる範囲は、別紙２に定める。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項については、必要に応じ別途三者で協議するものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書三通を作成し、甲乙丙三者押印の上、各自それぞれその一通を保有する。

平成２７年１０月　８　日

甲　「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」本部
島根県社会福祉協議会
会　長　江口　博晴　印

乙　島根県
知　事　溝口　善兵衛　印

丙　雲南市
市　長　速水　雄一　印

別紙１

派遣協力等要請書

平成　　年　月　日

「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」本部
　島根県社会福祉協議会　会長　様

○○市町村長

「災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書」第３条第４項に基づき、下記のとおり要請します。

記

１．派遣場所
２．派遣を必要とする職種等
　及び人数
３．派遣希望期間
４．派遣者に求める業務内容

注）本書は、島根県災害対策本部を経由して提出するものとする。

別紙２

補償内容	補償金額
死亡・後遺障害保険金	３，０００万円
入院保険金日額	５，０００円（支払い限度日数 180 日）
通院保険金日額	３，０００円（支払い限度日数 90 日）

災害時における飲料水の無償提供に関する協定書

（目的）

第１条　この協定書は、雲南市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）が、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、災害停電時飲料提供型自動販売機（以下「自販機」という。）内商品の無償提供に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に自販機内の商品について無償提供の必要があると認めたときは、乙に対して支援を要請するものとする

２　甲は、この協定による要請を行うときは、飲料水提供要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は前条の要請があった場合は、甲所有の施設または敷地内に設置している自販機の機内商品を甲に無償提供するものとする。

２　無償提供は、水道施設が復旧又は市民に対する飲料水の供給体制が確立され、市民生活に支障がないと甲が判断したときまでとする。

３　乙は、甲から自販機内商品の不足による飲料水追加の要請があった場合には、乙の子会社の物流拠点（ダイドービバレッジサービス株式会社松江営業所　住所：松江市東津田町１７３１番地５）の在庫飲料を救援物資として甲へ無償提供するものとする。ただし、道路不通等により支障が生じたときは、甲と協議のうえ供給対策を講ずるものとする。

（鍵の管理）

第４条　自販機の鍵については、乙が甲に貸与し、甲が管理するものとし、第２条の要請で乙の承諾を経てから、甲自ら開錠するものとする。ただし、状況に応じて、乙は甲の開錠を手伝うものとする。

（設置及び撤去）

第５条　自販機の設置箇所については、甲乙協議の上決定するものとし、設置及び撤去に係る経費は乙の負担とする。

（維持管理）

第６条　通常時における自販機の電気料及び維持管理に係るすべての経費は乙の負担とする。

（有効期間）

第７条　この協定の効力は、締結の日から５年経過した年度の３月３１日までとする。

２　有効期間満了日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年4月２７日

甲　島根県雲南市木次町木次１０１３番地１
雲南市
市　長　速　水　雄　一

乙　大阪市平野区長吉長原東３－１－５５
ダイドードリンコ株式会社
西日本営業部長

災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書

（目的）

第１条　この協定書は、雲南市（以下、「甲」という。）と株式会社Ａコープ中国（以下「乙」という。）が、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、運搬等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対して、「物資供給要請書」（様式第１号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに所定の文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第３条　物資の種類は、次のとおりとし、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

⑴　食料品

⑵　日用品

⑶　生活雑貨

⑷　その他乙の取扱商品

（要請に伴う措置）

第４条　乙は、第２条の規定により要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を積極的に行うとともに、その措置の状況について「物資調達可能数量報告書」（様式第２号）により甲へ報告するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第５条　物資の運搬は、原則として乙（予め乙が指定する業者等を含む。）が行うものとする。ただし、乙が物資を運搬することについて、著しく困難な状況が生じた場合は、甲または甲の指定するものが行うものとする。

２　物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（経費の負担）

第６条　この協定に基づき乙が供給した物資の対価については、甲の負担とし、運搬等その他の経費については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

２　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の支払）

第７条　前条の経費は、乙からの請求後３０日以内に、乙が指定する口座へ振込みにより支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第８条　甲及び乙は、物資供給に支障が生じないよう、本協定締結後速やかに、連絡先等を記載した「連絡責任者届」（様式第３号）により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第９条　この協定の効力は、締結の日の属する年度の３月３１日までとする。

２　有効期間満了日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。ただし、乙の雲南市所在の店舗が閉店したとき及び第３条に規定する物資を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年４月２７日

甲　雲南市木次町木次１０１３番地１
雲南市
市長　速　水　雄　一

乙　広島県広島市西区草津港２丁目６－５０
株式会社Ａコープ中国
代表取締役　土　屋　伸　一

様式第１号（第２条関係）

平成　　年　　月　　日

株式会社Ａコープ中国　　様

雲南市長　速 水 雄 一

物 資 供 給 要 請 書

「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」第２条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する貴社の措置状況を「物資調達可能数量報告書」により報告願います。

記

要請する物資

期日	品目	数量	搬入希望場所

※　要請数量は、１日あたり数量とする。

照　会　先	
担　当	
電　話	
ＦＡＸ	

様式第２号（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

雲南市長　　様

株式会社Ａコープ中国

物資調達可能数量報告書

「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」第２条の規定による「物資供給要請書」において、報告を求められている当社の物資調達可能数量を下記のとおり報告します。

記

調達が可能な物資とその数量

⑴　食料品

品名	数量	品名	数量
おにぎり		弁当	
パン		飲料水（牛乳・お茶等）	
缶詰		カップラーメン	
カップ味噌汁		調味料（味噌・醤油）	
米		麺類	
粉ミルク			

⑵　日用品等

品名	数量	品名	数量	品名	数量
下着類		タオル		懐中電灯	
乾電池		軍手		ちり紙	
ろうそく		ウエットティッシュ		カセットボンベ	
生理用品		おむつ		ごみ袋	

⑶　その他

品名	数量	品名	数量	品名	数量
毛布					
雨具					

災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書

（目的）

第１条　この協定書は、雲南市（以下、「甲」という。）と株式会社みしまや（以下「乙」という。）が、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、運搬等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対して、「物資供給要請書」（様式第１号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに所定の文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第３条　物資の種類は、次のとおりとし、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

⑴　食料品

⑵　日用品

⑶　生活雑貨

⑷　その他乙の取扱商品

（要請に伴う措置）

第４条　乙は、第２条の規定により要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を積極的に行うとともに、その措置の状況について「物資調達可能数量報告書」（様式第２号）により甲へ報告するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第５条　物資の運搬は、原則として乙（予め乙が指定する業者等を含む。）が行うものとする。ただし、乙が物資を運搬することについて、著しく困難な状況が生じた場合は、甲または甲の指定するものが行うものとする。

２　物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（経費の負担）

第６条　この協定に基づき乙が供給した物資の対価については、甲の負担とし、運搬等その他の経費については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

２　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の支払）

第７条　前条の経費は、乙からの請求後３０日以内に、乙が指定する口座へ振込みにより支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第８条　甲及び乙は、物資供給に支障が生じないよう、本協定締結後速やかに、連絡先等を記載した「連絡責任者届」（様式第３号）により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第９条　この協定の効力は、締結の日の属する年度の３月３１日までとする。

２　有効期間満了日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。ただし、乙の雲南市所在の店舗が閉店したとき及び第３条に規定する物資を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年4月２７日

甲　雲南市木次町木次１０１３番地１
雲南市
市　長　速　水　雄　一

乙　松江市雑賀町９９番地
株式会社みしまや
代表取締役　社長　三　島　敏　功

様式第１号（第２条関係）

平成　　年　　月　　日

株式会社みしまや　　様

雲南市長　速 水 雄 一

物 資 供 給 要 請 書

「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」第２条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する貴社の措置状況を「物資調達可能数量報告書」により報告願います。

記

要請する物資

期日	品目	数量	搬入希望場所

※　要請数量は、１日あたり数量とする。

照　会　先	
担　当	
電　話	
ＦＡＸ	

様式第２号（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

雲南市長　　様

株式会社みしまや

物資調達可能数量報告書

「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」第２条の規定による「物資供給要請書」において、報告を求められている当社の物資調達可能数量を下記のとおり報告します。

記

調達が可能な物資とその数量

⑴　食料品

品名	数量	品名	数量
おにぎり		弁当	
パン		飲料水（牛乳・お茶等）	
缶詰		カップラーメン	
カップ味噌汁		調味料（味噌・醤油）	
米		麺類	
粉ミルク			

⑵　日用品等

品名	数量	品名	数量	品名	数量
下着類		タオル		懐中電灯	
乾電池		軍手		ちり紙	
ろうそく		ウエットティッシュ		カセットボンベ	
生理用品		おむつ		ごみ袋	

⑶　その他

品名	数量	品名	数量	品名	数量
毛布					
雨具					

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定

（趣旨）

第１条　本協定は、雲南市内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、雲南市（以下「甲」という。）と生活協同組合しまね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力関する基本的な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

２　甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第３条　甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

２　乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

３　乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（連絡責任者）

第５条　連絡責任者は、甲にあっては雲南市災害対策本部とし、乙にあっては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

２　甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における支援協力に関する協定連絡先報告書（別記第２号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第６条　第２条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬に係る車両の通行）

第７条　甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（情報の提供）

第８条　甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

（輸送）

第９条　甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（応急生活物資の受領）

第１０条　甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープＣＳネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を納品書又は受領書等で確認のうえ、甲の職員が受け取るものとする。

（業務報告）

第１１条　乙は、業務終了後速やかに業務内容を応急生活物資の供給・輸送業務報告書（別記第３号様式）に納品書又は受領書等の写しを添付し、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第１２条　第２条第１項及び同条第２項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第１３条　乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（従事者の損害補償）

第１４条　第２条第２項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープＣＳネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等に死亡又はその他の事故が発生したときは、その状況を踏まえ甲乙が誠実に協議する。

（連絡員の派遣等）

第１５条　甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

（ボランティア活動等の支援）

第１６条　甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

（有効期間）

第１７条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の３０日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から１年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

（協議）

第１８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方１通を保有するものとする。

平成２５年１２月２６日

甲　島根県雲南市木次町木次１０１３－１

雲南市長　速水雄一

乙　島根県松江市西津田一丁目１０－４０

生活協同組合しまね

理事長　安井光夫

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

品　目	主な商品
食糧・食料品	主食品、水、飲料、加工食品、缶詰、調味料、弁当等
生活必需品	食器類、箸、やかん、鍋、ラップフィルム、タオル、石けん、 ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤 電池、ろうそく、マッチ、肌着、靴下、布団、毛布等
その他	組合員からの拠出品

別記第１号様式（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

生活協同組合しまね　様

雲南市長

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="4">納入又は引き渡し支出品目・数量</td><td rowspan="2">食糧・食料品</td><td>品名</td><td>数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活必需品</td><td>品名</td><td>数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">納入又は引渡日</td><td colspan="2">納入・引渡し　　年　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">納入又は引渡場所</td><td colspan="2">納入・引渡し　（場所　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別記第２号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定連絡先報告書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定」に基づき、連絡先等について、下記のとおり報告します。

記

順位	担当者	電話	ファックス
1			
2			
3			

別記第３号様式（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

生活協同組合しまね　様

雲南市長

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり報告します。

記

<table>
<tr><td rowspan="4">納入又は引き渡し品目・数量</td><td rowspan="2">食糧・食料品</td><td>品名</td><td>数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活必需品</td><td>品名</td><td>数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">納入又は引渡日</td><td colspan="2">納入・引渡し　　年　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">納入又は引渡場所</td><td colspan="2">納入・引渡し　（場所　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

【連絡系統図】（第５条関係）

雲南市	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
総務部危機管理室 TEL： FAX: E-mail:	① ② ③
災害対策本部　※本部を設置した場合 TEL： FAX: E-mail:	

※気象警報等が発表されているときは、危機管理室職員は必ず配置しています。

生活協同組合しまね	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
役職： 氏名 TEL： FAX: E-mail:	役職： 氏名 ①　TEL： FAX: E-mail:
※休日・夜間について、①から③は連絡する順を表しています。 よって、①の方に連絡がつけば、②・③の方には連絡いたしません。	役職： 氏名 ②　TEL： FAX: E-mail:
	役職： 氏名 ③　TEL： FAX: E-mail:

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2　本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2　屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１「情報管理責任者（変更）通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第２条及び第５条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲および乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第８条　甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第９条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）
第 11 条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。
（覚書の締結）
第 12 条　第 2 条の 2 項及び第 5 条でいう特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする。
（目的外利用の禁止）
第 13 条　甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
2　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
3　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
4　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。
（協定の解除）
第 14 条　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。
（１）正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。
（２）相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。
（３）前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。
（本協定書の有効期間）
第 15 条　本協定書の有効期間は、平成 26 年 2 月 6 日から平成 29 年 2 月末日までの 3 年間とする。ただし、有効期間満了日の 3 ヶ月前までに、甲乙双方から書面による延伸の申し出があり、甲乙双方が合意した時は、有効期間満了の翌日から起算して 3 年間本協定書を更新することとし、以後同様とする。
（協議事項）
第 16 条　本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため，本書 2 通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自がその１通を保有する。

平成２６年２月６日

甲　　島根県雲南市木次町１０１３－１
雲 南 市 長

乙　　島根県松江市東朝日町１０２
西日本電信電話株式会社　島根支店
支 店 長

災害時における応急対策業務に関する協定書

（目的）

第１条　この協定書は、雲南市（以下「甲」という。）と雲南市建設業協会（以下、「乙」という。）が、大規模な風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民の生命・財産を守るとともに甲の管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能確保及び回復のため、災害時の情報収集及び応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）を迅速かつ的確にできるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（情報収集及び応急対策業務実施者）

第２条 乙は、情報収集のためのパトロール及び応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議のうえ、乙に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の担当地域を大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町、掛合町の６地区に区分してあらかじめ定めるものとし、併せて地域ごとに地域責任者を指定するものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができる。

２　乙は前項の規程定により、担当地域を決定若しくは変更したときは、「別記様式１」により甲に提出するものとする。

３　乙は、毎年度、災害時に対応可能な建設資機材等の数量をとりまとめ、「別記様式２」により甲に提出するものとする。

４　地域責任者は、担当地域の施工業者を決定するとともに、その状況を乙に報告するものとし、乙は施工業者の決定状況を「別記様式３」により甲に提出するものとする。

（出動の要請）

第３条　甲は、第１条の目的を達成するため、次に定める基準によりパトロール及び応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に出動を要請するものとする。

［要請基準］

ア　雲南市に大雨警報等が発表され、かつ雲南市災害対策本部が設置された場合

イ　雲南市内で震度４以上の地震が観測された場合で甲が必要と認めた場合

ウ　その他甲が特に必要と認めた場合　（局地的豪雨、豪雪等）

２　前項の規定に基づく乙に対する出動要請は、公共土木施設のパトロールと公共土木施設の障害物の除去、通行規制措置、及び応急工事（以下、「応急対策工事等」という。）とに区分するものとする。

３　甲は、休日、夜間等で乙と連絡が取れない場合等は、前条第１項に定める各地域責任者又は施工業者に直接出動要請を行うものとする。

４　施工業者は、災害により通信手段が途絶し甲との連絡が不可能なとき、又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要なときは、前項による甲の要請がない場合にあっても、第１項に定める基準により判断し、出動するものとする。

（パトロールの要請等）

第４条　甲は、乙に対し前条第１項及び第２項の規定に基づくパトロールの要請をしようとするときは、「別記様式４」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式４」を作成し送付するものとする。

２　施工業者は、前項の規定によるパトロールを実施したときは、速やかにその状況を「別記様式５」により甲に報告するものとする。

なお、パトロールの実施により、危険防止のため緊急に応急対策の必要があると認められるときは、自主的に必要最小限の対策を講ずるものとする。

（応急対策工事等の要請等）

第５条　甲は、乙に対し第３条第１項の規定に基づく応急対策工事等を要請しようとするときは、「別記様式６」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式６」を作成し送付するものとする。

なお、前条第２項の規定に基づく報告に伴う対策は、「別記様式６」により施工業者に直接指示するものとする。

２　施工業者は、前項による応急対策工事等、及び第４条第２項の規定に基づく緊急応急対策の実施にあたっては、事前にポール等で被災数量等の状況が確認できるよう表示した写真を撮影するとともに、応急対策実施後、速やかに「別記様式６」により甲に報告するものとする。

３　施工業者は、一連の応急対策が終了したとき、前項に定める写真、応急対策実施後の写真及び必要に応じ平面図その他の必要書類を添付し、「別記様式７」により業務活動状況を甲に報告するものとする。

４　甲は、前項による報告を受けたときは、その写しを乙に送付するものとする。

（経費の負担）

第６条　前条第１項の規定に基づく応急対策工事等及び第４条第２項の規定に基づく緊急応急対策の実施に要した経費は、甲が負担し、施工業者に支払うものとする。

２　経費は前条第３項の規定による報告に基づき、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として積算した額とする。

３　経費の支払いは、雲南市契約規則によるものとする。

（契約の締結）

第７条　施工業者が第５条第１項の規定に基づく応急対策工事等、及び第４条第２項の規定に基づく緊急応急対策を実施し、第５条第３項の規定に基づく報告をしたときは、甲と施工業者との間において速やかに契約を締結するものとする。

２　施工業者は、前項の規定による契約に基づき経費を請求するものとする。

３　甲は、施工業者から適法な請求があったときは、請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として、従事者の雇用者の責任において行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、平成２７年３月３１日をもって終了するものとする。ただし、終了日前３０日までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都

度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（適用）

第１１条　この協定は、締結の日から適用する。なお、これに伴い、平成２２年４月２７日付け雲南市長と雲南市建設業協会会長で締結した同協定書は失効するものとする。

この協定を証するため、協定書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年７月４日

甲　雲南市木次町木次１０１３番地１
雲南市
市長　速水雄一

乙　雲南市木次町里方１０４５番地８
雲南市建設業協会
会長　植田耕志

別記様式１

平成　　年　　月　　日

雲南市長　　様

雲南市建設業協会会長

災害時における応急対策業務に関する協定書第２条第１項の規定に基づき、地域責任者を下記のとおり決定（変更）しましたので提出します。

記

担当地域名	地域責任者名	代表者名	連絡先電話等

別記様式２

平成　　年　　月　　日

雲南市長　　様

雲南市建設業協会会長

災害時における応急対策業務に関する協定書第２条第３項の規定に基づき、建設資機材等の数量を下記のとおり提出します。

記

建設資機材名	数　量	施工業者名	連絡先電話等

別記様式３

平成　　年　　月　　日

雲南市長　　様

雲南市建設業協会会長
（○○地域責任者　○○○○）

災害時における応急対策業務に関する協定書第２条第４項の規定に基づき、（パトロール業務・応急対策工事等）の施工業者を下記のとおり決定しましたので提出します。

記

担当地域名	施工業者名	連絡先電話等	備　考

別記様式４

平成　　年　　月　　日

雲南市建設業協会会長　　様

雲南市長

パトロールの要請について

災害時における応急対策業務に関する協定書第４条第１項の規定に基づき、下記のとおりパトロールの実施を要請します。

記

１、担当地域名

２、場所

雲南市　　町　　地内

■本要請についての担当
所属部署：
担当者　：
連絡先　：０８５４－４０－

別記様式５　　送付先：FAX　０８５４－４０－１０６９

パトロール状況等報告書

雲南市長　　様

災害時における応急対策業務に関する協定書第４条第２項の規定に基づき、パトロールの状況を次のとおり報告します。

□　第１報　　□　第２報　　□　第　　報

①報　告　者	〔会社名〕 〔氏　名〕 〔電話番号〕
②報　告　日　時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
③報　告　事　項	□異常なし　□崩　　土　□落　　石　□倒　　木 □陥　　没　□路肩崩壊　□施設散乱　□落　　橋 □冠　　水　□その他（　　）
④発　生　場　所	〔路線名等〕 〔位　　置〕 〔目標等〕
⑤被　災　状　況 ※必ず写真撮影を行うこと	
⑥緊急対応を行った場合はその内容 ※必ず写真撮影を行うこと	

※注１：□の該当部分にチェックを入れること。

※注２：異常がない場合も報告すること。

※注３：第１報後、現地の状況が変化した場合等、状況に応じて第２報以降も報告すること。

FAX送付後に必ず電話で受信確認をすること。

【道路・河川】　建設部　建設事業課

TEL０８５４－４０－１０６２　　FAX０８５４－４０－１０６９

【農道・林道】　産業振興部　農林土木課

建設部で振り分けますので上記へ送信してください。

別記様式６

平成　　年　　月　　日

雲南市建設業協会会長　様
（施工業者）

雲南市長

要　請・指　示　書

災害時における応急対策業務に関する協定書第５条第１項の規定に基づき、
下記のとおり応急対策工事等の実施をしてください。

記

①業務の種類	□障害物除去　□通行規制措置　□応急工事　□（　　）
②対 策 箇 所	〔路線名等〕 〔位　　置〕 〔目標等〕
③被 災 状 況	
④対 策 内 容	
⑤そ の 他	

要請 の担当 指示	所属部署： 担当者： 連絡先：

応急対策業務実施報告書　　（施工業者→雲南市建設部　FAX0854-40-1069）

要請（指示）のあった応急対策を実施したので、その状況を報告します。

① 報 告 者	〔会社名〕 〔氏　名〕 〔電話番号〕
② 報 告 日 時	
③ 実 施 状 況	

※応急対策終了後、速やかに報告し、必ず受信確認をすること。

別記様式７

平成　　年　　月　　日

雲南市長　　様

（ 施工業者 ）

災害時における応急対策業務に関する協定書第５条第３項の規定に基づき、業務活動状況を下記のとおり報告します。

記

活動年月日	路線・河川名等	場　所	活　動　状　況		
			活動内容	単位	数　量

※ 資料として写真（テープ・ポール等により、幅、長さ、高さ、面積等が判断できるもの）を、又、必要に応じて概略平面図、横断図等を添付すること。

災害時における公共施設等の応急対策に関する協定書

（目的）

第１条　この協定書は、雲南市（以下「甲」という。）と雲南市建築業協会（以下「乙」という。）が、大規模な風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下、「災害時」という。）に、相互に協力して甲の管理する公共施設の機能確保及び回復、並びに指定避難所に関する仮設資材の調達及び設置等、災害時の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）を迅速かつ的確にできるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務実施者）

第２条　乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議のうえ、乙に加入する建築業者（以下「建築業者」という。）で担当地域又は、担当施設（以下「担当地域等」という。）を指定するものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生した時は、担当地域等を変更することができる。

２　乙は前項の規定により、担当地域等を決定若しくは変更したときは、「別紙様式１」により、甲に提出するものとする。

（出動の要請）

第３条　甲は、第１条の目的を達成するため、次に定める基準により応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、建築業者に出動を要請するものとする。

〔要請基準〕

ア　雲南市に大雨警報が発表され、かつ雲南市災害対策本部が設置された場合

イ　雲南市内で震度４以上の地震が観測された場合で甲が必要と認めた場合

ウ　その他甲が特に必要と認めた場合（局地的豪雨、豪雪等）

（報告）

第４条　応急対策業務に出動した建築業者は、被害状況を速やかに甲に連絡するものとする。

２　建築業者は、応急対策業務を実施したときは、「別記様式２」により、活動状況を甲に報告するものとする。

３　甲は、前項による報告を受けたときは、その写しを乙に送付するものとする。

（経費の負担）

第５条　第４条の活動に要した経費は、甲が負担し、建築業者に支払うものとする。

２　経費は前条第２項の報告に基づき、災害発生時における当該箇所における通常の実費用

を基準として積算した額とする。
３　経費の支払いは、雲南市契約規則によるものとする。

（補償）
第６条　この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として、従事者の雇用者の責任において行うものとする。

（協定の効力及び更新）
第７条　この協定は、平成２７年３月３１日をもって終了するものとする。ただし、終了日前３０日までに、甲又は乙から何ら意志表示がないときは更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項、及びこの協定書に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、協定書２通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年７月４日

甲　雲南市木次町木次１０１３番地１
雲南市

市長　速水雄一

乙　雲南市木次町里方１０４５番地８
雲南市建築業協会

会長　都間正隆

別紙様式１

平成　　年　　月　　日

雲　南　市　長　　様

雲南市建築業協会
会　長　都　間　正　隆

災害時における公共施設等の応急対策に関する協定書第２条第２項の規定に基づき、担当地域等を下記のとおり決定（変更）しましたので提出します。

記

担当地域名	施工業者名	連絡先電話等	備考

別紙様式２

平成　　年　　月　　日

雲　南　市　長　　様

（建築業者）

災害時における公共施設等の応急対策に関する協定書第４条第２項の規定に基づき、業務活動状況を下記のとおり報告します。

記

活動年月日	公共施設指定避難所名	場　所	活　動　状　況		
			活動内容	単位	数　量

災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と雲南市水道協会（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設の復旧応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、甲の水道施設に相当の被害が発生し、速やかな復旧活動を行わなければならない場合において、甲と乙とが協力体制を構築するために必要な事項を定め、もって給水の確保を図り、住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第２条　甲は、災害により水道施設に被害が発生し、当該水道施設の復旧に乙への応援要請が必要であると認めたときは、次の内容を記載した要請書に基づき、乙に応援を要請するものとする。

（１）被害状況

（２）被害発生施設の所在地

（３）復旧活動の内容

（４）応援要員数及び要請期間

（５）必要な資機材、物資等の品目及び数量

（６）その他復旧活動に関し必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合等については、電話等によって行うことができるものとする。この場合においては、甲は、要請後すみやかに乙に対し要請書を提出するものとする。

（復旧活動）

第３条　甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

（１）応急給水活動

（２）応急復旧活動

（３）応急復旧資機材の提供

（４）前３号に掲げるもののほか必要な活動

２　乙は、前項各号の復旧活動について応援の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応援要員の派遣）

第４条　乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに応援活動を行うための応援体制を備え、必要な資機材及び車両等を確保するとともに、甲の指示する場所に要員を派遣するものとする。

（復旧活動の指揮等）

第５条　応援活動の現場における指揮及び必要な連絡調整は、甲が行うものとする。

２　応援活動に従事する乙の応援要員は、前項に基づき、甲の指示に従うものとする。

（報告）

第６条　乙は、復旧活動を実施したときは、別に定める報告書に必要事項を記入し、速やか

に甲に報告するものとする。

（経費の負担）
第７条　乙が、この協定に基づく復旧応援活動に要した経費は、甲において負担するものとする。

（労災補償）
第８条　応急復旧により乙の会員の業務従事者が負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（連絡体制の整備）
第９条　甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるときは、必要な情報を随時、交換するものとする。

（協定の効力及び更新）
第１０条　この協定は、平成２７年３月３１日をもって終了するものとする。ただし、終了日前３０日までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）
第１１条　この協定の実施について必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、協定書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年７月４日

甲　雲南市木次町下熊谷１１０７番地
雲南市水道事業管理者
雲南市長　速　水　雄　一

乙　雲南市木次町里方１０４５番地８
雲南市水道協会
会　長　吾　郷　廣　幸

第１号様式

平成　　年　　月　　日

雲南市水道協会長　　様

雲南市水道事業管理者　雲南市長

「災害時における水道施設の復旧応援に関する協定」に基づく応援要請について

このことについて、下記により応援を要請いたします。

記

１　応援要請内容

<table>
<tr><td colspan="2">被害発生施設の所在地</td><td colspan="3">雲南市　　町　　地内（　　自治会）
路線名（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害状況</td><td>断水戸数　　戸</td><td>給水人口　　人</td><td>その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">復旧活動の内容、応援要員数及び必要な資機材等</td><td>応援給水</td><td colspan="3">給水車　（　　ｔ車　　台、　　ｔ車　　台）
ポリ容器等（　　）
応援要員　（　　人）</td></tr>
<tr><td>応援復旧</td><td colspan="3">資機材　（　　）
応援要員　（配管工　　人、普通作業員　　人）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要請期間</td><td colspan="3">日間(平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日)</td></tr>
<tr><td colspan="2">集合場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">その他復旧活動に関し必要な事項</td></tr>
</table>

２　連絡先　（　　）

３　連絡方法（　　）

４　応援ルート（案内図を添付すること）

第２号様式

平成　　年　　月　　日

雲南市水道事業管理者　雲南市長　様

雲南市水道協会長

「災害時における水道施設の復旧応援に関する協定」に基づく応援結果について

このことについて、下記により応援結果を報告いたします。

記

１　応援した内容

応援した場所		雲南市　　町　　地内（　　自治会） 路線名（　　）
復旧活動の内容、応援要員数及び使用した資機材等	応援給水	給水車　（　　ｔ車　　台、　　ｔ車　　台） ポリ容器等（　　） 応援人員　（　　人）
	応援復旧	資機材　（　　） 応援人員　（配管工　　人、普通作業員　　人）
復旧活動期間		日間(平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日)
その他要望及び改善事項		

２　添付資料

（１）写真

（２）その他必要な書類

災害時における緊急・救援輸送に関する協定書

（目的）

第１条　この協定書は、雲南市（以下「甲」という。）と島根県トラック協会雲南支部（以下「乙」という。）が、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の緊急・救援輸送（以下、「輸送」という。）に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時における物資の輸送を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対して、「物資輸送要請書」（様式第１号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに所定の文書を提出するものとする。

（実施）

第３条　乙は、甲から協力要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送実施するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定により物資の輸送に従事した場合は、速やかに「物資輸送実施報告書」（様式第２号）により甲へ報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲は、第３条の規程により物資の輸送に要した費用（運賃・料金並びに有料道路通行料、駐車場使用料等の実施負担額）を負担する。

２　甲及び乙は、運賃・料金等の算出方法について、通常時おける地域の事業者の届出運賃・料金を基準として協議し、決定するものとする。

（事故等）

第６条　乙は、供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。

２　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては支部長とする。

（有効期間）

第８条　この協定の効力は、締結の日の属する年度の３月３１日までとする。

２　有効期間満了日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年４月２７日

甲　　雲南市木次町木次１０１３番地１
雲南市
市　長　　速　水　雄　一

乙　　雲南市大東町養賀７７８番地１
社団法人島根県トラック協会雲南支部
支部長　　土　江　忠　夫

様式第１号（第２条関係）

平成　　年　　月　　日

島根県トラック協会雲南支部
支部長　　様

雲南市長　速 水 雄 一

物 資 輸 送 要 請 書

「災害時における緊急・救援輸送に関する協定書」第２条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１．集荷日時：平成＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿）　午前・午後＿＿＿時＿＿＿分

２．出発日時：平成＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿）　午前・午後＿＿＿時＿＿＿分

３．出動車両：　＿＿ｔ車＿＿＿台、　＿＿ｔ車＿＿＿台、　＿＿ｔ車＿＿＿台

４．集荷場所

集荷場所の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

輸送品目　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５．輸送先

場所の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

６．その他　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

雲南市長　　様

島根県トラック協会雲南支部
支部長

物資輸送実施報告書

下記のとおり、緊急・救援物資等を輸送しましたので報告します。

記

１．出発日時：平成＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿）　　午前・午後＿＿＿時＿＿＿分

２．出動事業所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．出動車両：＿＿＿ｔ車＿＿＿台、＿＿＿ｔ車　＿＿＿台、　＿＿ｔ車　＿＿台

４．出動人員：＿＿＿＿＿＿名

５．集荷場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６．輸送先：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７．その他：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害時における被災建築物の危険度判定に関する協定書

（目的）

第１条　この協定書は、雲南市（以下「甲」という。）が島根県建築士会雲南支部（以下「乙」という。）に対して、風水害・地震・その他の災害（以下「災害等」という。）により、市内の施設又は住家等の建築物が被災した場合において、市民の生命・財産を守るため、島根県地震被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）の協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「判定」とは、島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱（以下「認定要綱」という。）第２条第１項に定める応急危険度判定をいう。

２　この協定において、「判定士」とは認定要綱第２条第２項に定める応急危険度判定士のうち県及び市町村の職員を除く民間の応急危険度判定士をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害等により建築物が被災した場合において、必要があると認めたときは、乙に対して判定士の招集に関して協力を要請するものとする。

２　甲の乙に対する要請は、確保すべき判定士の数、判定活動を行う区域及び期間等を明示して行うものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲の前条の規定に基づく要請があった場合は、会員である判定士等に対して、速やかに甲の要請内容を伝え、判定活動への参加意思を確認する。

２　乙は、判定活動に参加することが可能な判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

（協力のための準備）

第５条　乙は、判定士登録者名簿を甲に明示し、新規登録、更新又は登録事項の変更があった場合には、遅滞なくその旨を甲に通知するものとする。

２　乙は、判定士に対して甲の要請内容を円滑に伝達するため、前項の名簿を基に緊急連絡網を整備し、甲に報告する。

（訓練）

第６条　甲が訓練のために判定士に連絡をとる必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の効力は、締結の日の属する年度の３月３１日までとする。

２　有効期間満了日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年　　月　　日

甲　　雲南市木次町木次１０１３番地１
雲南市
市　長

乙　　雲南市大東町大東１１７７番地３
社団法人島根県建築士会雲南支部
支部長

（矢壁建築設計事務所）

災害時における施設使用に関する協定書

災害時における避難所として施設使用に関し、雲南市長（以下「甲」という。）と株式会社　日本アライアンス（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、雲南市掛合町多根 3325 番地３のクラシック島根カントリークラブ（以下「クラシック島根」という。）周辺で大雨、大雪、地震等の災害が発生するおそれがある、又は災害が発生した場合（以下「災害発生時等」という。）に、地域住民（以下「避難者」という。）の安全を確保するため、乙の所有する施設を緊急避難施設（以下「避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定等）

第２条　甲は、クラシック島根周辺での災害発生等に備え、乙の所有する施設をあらかじめ次の区分による避難所に指定するものとし、乙は、当該施設を提供するものとする。

(1) 一時避難所　災害発生時等において地域住民が一時的に安全を確保するため自主的に避難する避難所

(2) 指定避難所　災害発生時等で、甲が避難勧告又は避難指示を発令したときにおいて、雲南市が開設する避難所

（提供施設等）

第３条　大雨、大雪、地震等の災害発生時等において、乙が提供する施設は、次に掲げるものとする。

施設の名称	クラシック島根カントリークラブのクラブハウス
所　在　地	島根県雲南市掛合町多根 3325 番地３

（施設の提供時期）

第４条　第２条に掲げる避難所の提供は、一時避難所にあっては地域自主防災組織若しくは自治会等から依頼したとき、指定避難所にあっては甲（掛合総合センターを含む）から依頼したときに施設の稼動状況等を考慮して、乙が定める。

２　避難所の開設は、別に定める避難所開設要請書により行うものとする。ただし、緊急の場合であらかじめ避難所開設要請書の提出が困難なときは、電話その他の方法により行うことができる。

（使用期間）

第５条　避難所としての使用期間は、避難所を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

（費用負担）

第６条　避難所の開設に係る費用負担は、避難所として使用した当該施設の区域について、避難者の生活等に必要な光熱水費の実費を次の区分により負担する。

(1) 一時避難所　要請した地域自主防災組織若しくは自治会等

(2) 指定避難所　雲南市

（物資の提供）

第７条　食料、寝具等の物資は、前条各号に掲げる区分に従って必要な範囲において、それぞれ避難者に提供するものとする。

２　乙は、甲又は地域自主防災組織若しくは自治会等の依頼があったときは、必要な範囲において食料等（簡易なものでおにぎり等）の物資を提供することができる。この場合において、提供した物資の費用は前条の区分に従って、依頼した者において負担するものとする。

（連絡体制）

第８条　甲及び乙は、避難所開設に支障が生じないよう、本協定書の締結後速やかに、連絡先等を記載した「連絡責任者届」により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第９条　この協定の効力は、締結の日の属する年度の３月３１日までとする。

２　有効期間満了日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２４年11月30日

甲　雲南市木次町木次 1013 番地１
雲南市長　速　水　雄　一

乙　雲南市掛合町多根 3325 番地３
株式会社　日本アライアンス
代表取締役　小　林　義　明

災害時における施設使用に関する協定書

災害時における避難所として施設使用に関し、雲南市長（以下「甲」という。）と島根イーグル株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、雲南市掛合町多根２１２番地３　島根イーグル株式会社（以下「島根イーグル」という。）周辺で大雨、大雪、地震等の災害が発生するおそれがある、又は災害が発生した場合（以下「災害発生時等」という。）に、地域住民（以下「避難者」という。）の安全を確保するため、乙の所有する施設を緊急避難施設（以下「避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定等）

第２条　甲は、島根イーグル周辺での災害発生等に備え、乙の所有する施設をあらかじめ次の区分による避難所に指定するものとし、乙は、当該施設を提供するものとする。

(1) 一時避難所　災害発生時等において地域住民が一時的に安全を確保するため自主的に避難する避難所

(2) 指定避難所　災害発生時等で、甲が避難勧告又は避難指示を発令したときにおいて、雲南市が開設する避難所

（提供施設等）

第３条　大雨、大雪、地震等の災害発生時等において、乙が提供する施設は、次に掲げるものとする。

施設の名称	島根イーグル㈱　社屋　従業員休憩所兼昼礼ホール・事務棟
所　在　地	島根県雲南市掛合町多根２１２番地３

（施設の提供時期）

第４条　第２条に掲げる避難所の提供は、一時避難所にあっては地域自主防災組織若しくは自治会等から依頼したとき、指定避難所にあっては甲（掛合総合センターを含む）から依頼したときに施設の稼動状況等を考慮して、乙が定める。

２　避難所の開設は、別に定める避難所開設要請書により行うものとする。ただし、緊急の場合であらかじめ避難所開設要請書の提出が困難なときは、電話その他の方法により行うことができる。

（使用期間）

第５条　避難所としての使用期間は、避難所を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

（費用負担）

第６条　避難所の開設に係る費用負担は、避難所として使用した当該施設の区域について、避難者の生活等に必要な光熱水費の実費を次の区分により負担する。

(1) 一時避難所　要請した地域自主防災組織若しくは自治会等

(2) 指定避難所　雲南市

（物資の提供）

第７条　食料、寝具等の物資は、前条各号に掲げる区分に従って必要な範囲において、それぞれ避難者に提供するものとする。

２　乙は、甲又は地域自主防災組織若しくは自治会等の依頼があったときは、必要な範囲において食料等の物資を提供することができる。この場合において、提供した物資の費用は前条の区分に従って、依頼した者において負担するものとする。

（連絡体制）

第８条　甲及び乙は、避難所開設に支障が生じないよう、本協定書の締結後速やかに、連絡先等を記載した「連絡責任者届」により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第９条　この協定の効力は、締結の日の属する年度の３月３１日までとする。

２　有効期間満了日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２６年　２月２０日

甲　雲南市木次町木次１０１３番地１
雲南市長　速　水　雄　一

乙　雲南市掛合町多根２１２番地３
島根イーグル株式会社
代表取締役社長　高　瀬　一　明

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

雲南市長（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、災害が発生し災害時要援護者の避難が必要となった場合における福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、雲南市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第３条　甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、福祉避難所の開設を決定し、乙に対し当該対象者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（福祉避難所の指定）

第４条　甲は、乙が運営する別表の施設を福祉避難所として指定する。

（手続き）

第５条　第３条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（担当職員の配置）

第６条　甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに福祉避難所担当職員を福祉避難所に配置する。

（福祉避難所における経費負担）

第７条　福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第８条　甲の要請に基づき乙が対象者の受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族または地域支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第９条　甲は、日常生活用品や食料品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行う。ただし、甲の供給体制が確立するまでの期間においては、乙が保有するこれら物資の提供について、甲は乙に協力を要請することができる。

（介護支援者の確保）
第１０条　甲は、災害時の福祉避難所に必要な介護等の専門職の資格を有する者をはじめとした介護支援者の確保に努めるものとする。
（損害の負担）
第１１条　福祉避難所の開設及び運営により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。
（平常時からの連携）
第１２条　甲は、あらかじめ乙に対し受け入れを要請する対象者の情報を提供するとともに、連絡体制等について確認し合い、日頃から相互の連携を密にするものとする。
（個人情報の保護）
第１３条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た災害時要援護者またはその家族等に係る固有の情報を漏らしてはならない。
（協定締結期間）
第１４条　この協定は、締結の日の属する年度の３月末日をもって満了とする。ただし、期間満了の 30 日前までに甲又は乙のいずれからも協定を延長しない旨の申出を行わない場合には、更に１年間更新されるものとし、以後同様とする。
（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　雲南市木次町里方 521 番地１

雲南市長　速　水　雄　一

乙

福祉避難所指定施設一覧

	所在地	種別	施設名	運営主体	協定締結日
1	大東町	特別養護老人ホーム	簸の上園	福）島根県社会福祉事業団	平成25年9月27日
2	大東町	介護療養型医療施設	雲南市立病院（ふれあい病棟）	雲南市	
3	大東町		大東地域福祉センター	雲南市	
4	大東町	雲南市健康福祉センター	大東健康福祉センター	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
5	大東町	老人グループホーム	ときしの家	あおぞら福祉会	平成25年9月27日
6	大東町	老人ディサービスセンター	あおぞらの家	あおぞら福祉会	平成25年9月27日
7	大東町	障がい者支援センター	幡屋あおぞら	あおぞら福祉会	平成25年9月27日
8	加茂町	特別養護老人ホーム	笑寿苑	福）かも福祉会	平成25年9月27日
9	加茂町	養護老人ホーム	宇寿荘	福）かも福祉会	平成25年9月27日
10	加茂町	認知症グループホーム	加茂の郷	雲南福祉サービス㈱	平成25年9月27日
11	木次町	特別養護老人ホーム	さくら苑	福）きすき福祉会	平成25年9月27日
12	木次町	介護老人保健施設	ケアセンターきすき	医）同仁会	平成25年9月27日
13	三刀屋町	特別養護老人ホーム	梅里苑	福）有隣会	平成25年9月27日
14	三刀屋町	病院	平成記念病院	医）陶朋会	平成25年9月27日
15	三刀屋町	雲南市健康福祉センター	三刀屋健康福祉センター	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
16	三刀屋町	デイサービスセンター	デイサービスセンターなかの	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
17	吉田町	高齢者総合福祉施設	ケアポートよしだ	福）よしだ福祉会	平成25年9月27日
18	吉田町	小規模多機能型居宅介護	とちのみ	福）よしだ福祉会	平成25年9月27日
19	掛合町	特別養護老人ホーム	えがおの里	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
20	掛合町	雲南市健康福祉センター	好老センター	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
21	掛合町	小規模多機能型居宅介護	入間ふれあいセンター	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日

災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）及び島根県ＬＰガス協会雲南支部（以下「丙」という。）とは、雲南市内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用ＬＰガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における緊急用ＬＰガスの調達について、甲の要請に対する乙及び丙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用ＬＰガスの範囲等）

第２条　この協定において緊急用ＬＰガスとは、ＬＰガスのほかに容器、燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

２　前項の燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具は、次に掲げるものをいう。

(1) 調整器、ゴムホース等

(2) 二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）

３　ＬＰガス用容器及び前項に定める関連機器は、原則として販売業者が保有するものを貸与する。

４　その他甲が要請する物資については、具体的な調達要請があった都度協議の上調達の可否を決定するものとする。

（要請）

第３条　甲は、市内において災害が発生した場合、丙に対して緊急用ＬＰガスの供給を要請することができるものとする。

２　前項の要請は、原則として緊急用ＬＰガス供給要請書（様式第１号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく丙の措置）

第４条　丙は、前条第１項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用ＬＰガス等提供リスト（様式第２号）により甲及び乙に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）
第５条　丙は、緊急用ＬＰガスの搬送及び引渡については、甲の指示に従うものとする。
２　緊急用ＬＰガスの搬送は、原則として丙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。
３　前項の引渡しの確認は（様式第２号）により行うものとする。

（搬送経費の負担）
第６条　前条に定める搬送に係る経費負担は、次に定めるところによる。
⑴ 搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。
⑵ 搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

（価格）
第７条 丙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用ＬＰガスを供給するものとする。

（代金の支払）
第８条 丙が供給した緊急用ＬＰガスの代金の支払方法等は、甲と丙の協議によるものとする。この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

（現有数量の把握）
第９条 乙及び丙は、災害時において供給可能な緊急用ＬＰガスの数量を把握しておくものとする。

（協議事項）
第１０条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

（有効期間）
第１１条 この協定の有効期間は、平成２６年３月２１日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに甲、乙又は丙から申出のないときは、この協定は有効期間満了日の翌日から１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本通３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２６年3月２０日

甲　島根県雲南市木次町木次１０１３番地１
島根県雲南市
雲南市長　速　水　雄　一

乙　島根県松江市母衣町５５番地４
一般社団法人　島根県ＬＰガス協会
会　長　　森　山　健　一

丙　島根県雲南市木次町新市３７７番地
島根県ＬＰガス協会雲南支部
支部長　　井　谷　憲　治

様式第１号

緊急用ＬＰガス供給要請書

年　　月　　日

島根県ＬＰガス協会雲南支部長　様

雲南市長

緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書第３条第２項の規定に基づき、下記のとおりＬＰガスの供給を要請します。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡場所	日時	受取者

様式第２号

緊急用ＬＰガス等提供リスト

品　名	メーカー	型式・型番	数量	備考

上記の物品を提供します。

年　　月　　日

【提供者】

所　在　地

事業者名

代表者氏名　　印

上記の物品を確認しました。

【確認者】

所　属

氏　名

【立会人】

氏　名

※複写３部（市、支部、協会）

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

雲南市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という。）は，災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第１条　乙は，甲に対し，次に掲げる事項について，適時，「災害時における雲南市と中国電力㈱出雲営業所との連絡体制図」に基づき，情報提供するものとする。

（１）停電発生時刻
（２）停電発生地域
（３）停電発生戸数
（４）停電復旧見込み
（５）停電原因
（６）停電復旧時刻

（協力）

第２条　甲は，停電に関し，次に掲げる乙からの協力要請内容に対して，適宜，協力するものとする。

（１）広報車による住民への周知
（２）防災無線，有線放送，自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
（３）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
（４）避難所へ避難された住民への周知
（５）住民からの問い合わせ対応
（６）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第３条　甲は，次に揚げる乙からの要請事項に関して，連携をとり，対応するものとする。

（１）土砂崩れ，倒木等による道路復旧
（２）除雪対応状況の情報提供
（３）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員派遣）

第４条　大規模災害が発生した場合，甲から要請され乙が派遣すべきと判断した場合に，乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は，停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

（防災訓練）

第５条　甲および乙は，災害対策を円滑に推進するため，甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

また，連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため，甲と乙の関係部署による打合せの場を年１回（原則として毎年５月）開催する。

（取扱いの変更）

第６条　この取扱いに定める事項につき，変更すべき事由が生じたときは，甲および乙は，いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において，甲および乙は，誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第７条　この取扱いの実施に必要な細目については，甲および乙が協議の上，別に定めるものとする。

（その他）

第８条　この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき，または定めのない事項については，甲および乙が協議して定めるものとする。

平成23年11月2日

甲　雲南市木次町木次１０１３－１
雲南市
市長　速水雄一

乙　出雲市小山町２２５番地
中国電力株式会社　出雲営業所
所長　小寺洋一

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、雲南市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、雲南市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年１１月　２日

甲）

島根県雲南市木次町里方521番地1

雲南市

雲南市長　速水雄一

乙）

広島県広島市東区光町1丁目10番19号

株式会社ゼンリン

中国エリア統括部

総括部長　宮岡宏典

上記代理人

島根県松江市学園南二丁目6番18号

株式会社ゼンリン山陰

代表取締役　西村晃

災害発生時における雲南市と雲南市内郵便局の協力に関する協定

島根県雲南市（以下「甲」という。）と雲南市内郵便局及び松江中央郵便局（以下「乙」という。）は、雲南市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、雲南市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）　車両を提供することとする。ただし、郵便配達用車両は除く。

（２）　甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（３）　郵便局ネットワークを活用した広報活動

（４）　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（５）　乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（６）　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びに避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収

（７）　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取り扱い

（８）　前各号にあげるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、別紙のとおりとする。
ただし、甲及び乙に変更があった場合は、通知し別紙を現行化のうえ保管する。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、２０１７年１２月　　日から２０１８年３月３１日までとする。
ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

２０１７年１２月２５日

甲　住所　島根県雲南市木次町里方５２１番地１

代表　　雲南市長　　速　水　雄　一

乙　住所　島根県雲南市木次町寺領５０３－２８

代表　日本郵便株式会社　日登郵便局

局　長　谷　戸　高　志

住所　島根県松江市東朝日町１３８
代表　日本郵便株式会社　松江中央郵便局

局　長　米　今　隆　祉

○雲南市防災会議条例

平成１６年１１月１日
条例第１９号
改正　平成１８年１２月２５日条例第６７号
平成２２年３月２５日条例第２号
平成２５年３月２８日条例第８号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、雲南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　雲南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第３３条の水防計画を調整審議すること。

(5)　前４号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、副市長又はあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員の定数は、４０人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1)　雲南市の区域を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

(2)　雲南市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する職員

(3)　雲南警察署の署長

(4)　雲南市の職員

(5)　雲南市教育委員会教育長

(6)　雲南消防本部の消防長及び雲南市消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

(8)　自主防災組織を構成する者又は識見を有する者

(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

６　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成１６年１１月１日から施行する。

附　則（平成１８年１２月２５日条例第６７号）抄

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２５日条例第２号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２８日条例第８号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

○雲南市防災会議運営要綱

平成１６年１１月１日
告示第２号
改正　平成２４年３月２８日告示第７６号

（趣旨）

第１条　この告示は、雲南市防災会議条例（平成１６年雲南市条例第１９号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、雲南市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第３条　会議は、毎年度当初に行う。ただし、災害の発生その他の事由により会議の必要を生じたときは、その都度行うものとする。

２　委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第４条　前２条の規定にかかわらず、特に緊急を要する事態が発生し、委員会を開くいとまがないときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

（専決処分）

第５条　会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1)　災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2)　災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3)　関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(4)　雲南市地域防災計画の修正についての起案に関すること。

(5)　雲南市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

（部会）

第６条　会議に部会を設けることができる。部会は、条例第３条の規定に基づき任命された委員により、それぞれの専門事項について部会を組織する。

２　部会には、委員の互選により部会長１人を決める。
３　部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告する。
４　部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定める。
（庶務）
第７条　防災会議の庶務は、総務部危機管理室において処理する。
（その他）
第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会議に諮って定める。
附　則
この告示は、平成１６年１１月１日から施行する。
附　則（平成２４年３月２８日告示第７６号）
この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

○雲南市災害対策本部条例

平成１６年１１月１日
条例第２０号
改正　平成２４年１０月３日条例第４５号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、雲南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成１６年１１月１日から施行する。

附　則（平成２４年１０月３日条例第４５号）

この条例は、公布の日から施行する。

○雲南市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成２５年３月２８日
条例第１１号

（趣旨）

第１条　この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「法」という。）第３７条において準用する法第２６条の規定に基づき、雲南市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

２　新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

３　新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

４　対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

５　前項の職員は、雲南市職員定数条例（平成１６年雲南市条例第３７号）に規定する職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第３条　本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

２　本部長は、法第３５条第４項の規定に基づき、国の職員、島根県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第４条　本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（庶務）

第５条　対策本部の庶務は、総務部危機管理室において処理する。

（委任）

第６条　前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、法の施行の日から施行する。